

農家民宿 開設のてびき



福島県観光交流局観光交流課

はじめに

近年、体験交流型観光に対するニーズが高まってきており、首都圏からのアクセスが容易で豊かな地域資源に恵まれた本県農山漁村での滞在型余暇活動「グリーン・ツーリズム」は、交流人口拡大等による地域経済の発展に寄与するものとして大きく期待されております。

県は、今年度から「観光」「福島空港の利活用」及び「県産品」の関連業務を所管する組織を再編統合して、『観光交流局』を設置しました。

観光交流局では、県行政内部の様々な垣根を越え、「交流」をキーワードとした施策を強化しており、これまで農林水産部で所管しておりましたグリーン・ツーリズム業務は企画調整部で所管していた定住・二地域居住業務とともに観光交流課で担当し、時代のニーズに即した多角的な事業展開を図っております。

また、国では、総務省、農林水産省、文部科学省の三省連携事業として「子ども農山漁村交流プロジェクト」を今年度立ち上げ、子ども達の農山漁村での長期宿泊体験活動を通じた教育交流の推進と地域の活性化を目指しております。

このような中、県では、農山漁村での体験交流の拠点としてこれまで開設を促進してきました農家民宿がますます重要な役割を果たしていくことから、これを積極的に活用した受入体制の整備や周辺地域への開設拡大を促進することとしており、さらに、グリーン・ツーリズムの推進にあたっては、組織統合による相乗効果を活かし、時代のニーズに即した事業展開を図ることとしております。

この度、農家民宿の開業を目指しておられる方に、その計画から営業開始までの実際の手続きに沿って解説した「うつくしま。の農家民宿開設のてびき《改訂版》（平成19年5月）」を改編・拡充のうえ、「農家民宿開設のてびき」と改題して発行いたしました。

この冊子を、一人でも多くの皆さまが手にとり、農家民宿の開設をはじめグリーン・ツーリズムの推進に取り組み、本県の魅力を情報発信していただき、本県を訪れるお客様との交流を通じた地域の活性化に役立てていただければ幸いです。

平成20年11月

福島県観光交流局観光交流課長

高 野 浩 二

目 次

<解説篇>

第1	農家民宿の定義・・・・・・・・・・・・・・・・	2
1	農林漁業体験民宿業・・・・・・・・	2
2	「農林漁業体験民宿」と「民宿」・・・・・・・・	2
3	農林漁業体験民宿のまとめ・・・・・・・・	4
4	農家民宿に対する法による規制と規制緩和・・・・・・・・	5
第2	農家民宿の営業手続き・・・・・・・・	7
1	農家民宿開業までの流れ・・・・・・・・	7
2	営業できる区域・・・・・・・・	8
3	都市計画法関係・・・・・・・・	9
4	建築基準法及び消防法関係・・・・・・・・	9
5	旅館業法の営業許可・・・・・・・・	10
6	農林漁業体験民宿業であること等の確認・・・・・・・・	11
7	営業許可申請の手続き・・・・・・・・	11
8	旅館業法関係の構造設備の基準及び衛生措置の基準・・・・・・・・	12
第3	旅館業営業許可早見表・・・・・・・・	14
第4	食事の提供のための営業手続き・・・・・・・・	15
1	営業許可・・・・・・・・	15
2	食品衛生法の施設基準及び管理運営基準・・・・・・・・	15
3	加工食品の製造・販売・・・・・・・・	15
第5	問い合わせ先・・・・・・・・	16

<資料篇>

【事例1】	自慢の米や野菜を喜ぶ顔がうれしい(喜多方市：農泊小林)・・・・・・・・	20
【事例2】	子どもたちに食と農の大切さを教えたい(喜多方市：農泊みちくさの家)・・	22
【事例3】	知らない人との交流が楽しい(喜多方市：農泊やまり)・・・・・・・・	24
	旅館業営業許可申請書・・・・・・・・	26
	飲食店営業許可申請書・・・・・・・・	28
	農林漁業体験民宿業であること等の確認に関する事務処理要領・・・・・・・・	29
	開発審査会審査基準第14号(農家民宿)・・・・・・・・	43
	市街化調整区域における建築等申請書・・・・・・・・	44

<実践ノート>

1 農家民宿をイメージ	46
(1) 「わたしの農家民宿」をイメージして不安や悩みを解消	46
(2) サービスてんこ盛りの農家民宿をみる	46
2 農家民宿スタイルの種類	49
(1) 素泊まり	49
(2) 1泊朝食付き	49
(3) 1泊朝食付き + 調理体験	50
(4) 1泊2食付	50
(5) (風呂なし)	50
(6) + 農林漁業体験	50
(7) 加工食品の製造・販売	51
3 あなたの農家民宿スタイル(形式)をきめる	51
4 これからする手続きについて考える	53
5 いろいろな法律をクリア	55
(1) 事前相談の前に	55
(2) 事前相談	56
(3) 申請	57
(4) 現地調査	58
(5) 許可	58
6 さあ、はじめよう	59
(1) 家族で協力・地域で連携	59
(2) 保険	59
(3) インテリア・演出	59
(4) 衛生管理	59
(5) 設備管理	60
(6) 農林漁業体験民宿登録制度	60
7 サポート	60
(1) 開設者支援のための研修会	60
(2) 農業制度資金等	60

<解説篇>



第1 農家民宿の定義

1 農林漁業体験民宿業

「農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律(通称：グリーン・ツーリズム法または農山漁村余暇法)」において、「農林漁業体験民宿業とは、施設を設けて人を宿泊させ、農林水産省令で定める農村滞在型余暇活動又は山村・漁村滞在型余暇活動に必要な役務を提供する営業をいう。」と定義されています。

一般的に、「農林漁業体験民宿業」では長くてわかりづらいため、開設者が「農林漁業体験」を提供する農林漁業者に限られることから、便宜上これまで「農家民宿」と呼称されてきました。

しかし、平成17年12月からは農林漁業者以外の個人、団体も「農林漁業体験民宿業」をできることになったため、「農家民宿」という呼称では紛らわしくなっていました。

そこで、この手引では

- ① 農林漁業者による「農林漁業体験民宿業」 = 「農家民宿」
- ② 非農林漁業者による「農林漁業体験民宿業」 = 「体験民宿」と呼ぶことにします。



2 「農林漁業体験民宿」と「民宿」

ところで、「農林漁業体験民宿」とこれまであった「民宿」との違いとは何でしょう。農家の人が「民宿」を開設したら、それは「農家民宿」とは言わないのでしょうか。

(1) 営業区分

まず、「民宿」について考えてみます。「農家民宿」をはじめ、いわゆる「民宿」や「旅館」、「ホテル」などは営業するために旅館業法の営業許可が必要です。そして、旅館業法には次の4つの区分があります。

区 分	内 容
①ホテル営業	洋式の構造及び設備を主とする施設を設け、宿泊料を受けて人を宿泊させる営業で、簡易宿所営業及び下宿営業以外のもの
②旅館営業	和式の構造及び設備を主とする施設を設け、宿泊料を受けて人を宿泊させる営業で、簡易宿所営業及び下宿営業以外のもの
③簡易宿所営業	宿泊する場所を多数人で共用する構造及び設備を主とする施設を設け、宿泊料を受けて人を宿泊させる営業で、下宿営業以外のもの
④下宿営業	施設を設け、一月以上の期間を単位とする宿泊料を受けて、人を宿泊させる営業

見てきましたように、「民宿」という表現は旅館業法にはありません。上記のうち、主に「③簡易宿所営業」について一般的に「民宿」と呼称しています。

(2)「農家民宿」の営業区分の特例

旅館業法の特例として、農林漁業者が「農林漁業体験民宿業」を営む場合に限り、この「簡易宿所」の営業許可が取りやすくなっています。具体的には、客室延床面積 33 ㎡以上*¹ ないと営業許可を受けられない、という一般の「簡易宿所」の下限面積が適用されません。



つまり、農林漁業者が営む「農家民宿」であれば、空き部屋1つ、2つを活用した客室延床面積が 33 ㎡未満の民宿(簡易宿所)を営むことも可能です。

*¹ 客室延床面積 33 ㎡以上

客室とする部屋の面積の合計が 33 ㎡以上、つまり約 10 坪以上。畳に換算すると、平均的な大きさの畳で 20 畳以上であるから、例えば① 8 畳間 2 部屋に 6 畳間 1 部屋、② 6 畳間 4 部屋以上ないと農家民宿以外は開設できないが、農家民宿であれば 6 畳間 1 部屋からでも開設することが出来る。

(3)「農林漁業体験民宿業」に必要な役務の提供

ところで、先に見たグリーン・ツーリズム法においては「農林漁業体験民宿業」についての定義があり、それは以下のようになっています。

「農林漁業体験民宿業」とは、施設を設けて人を宿泊させ、農林水産省令で定める農村滞在型余暇活動又は山村・漁村滞在型余暇活動(以下「農山漁村滞在型余暇活動」という。)に必要な役務*²を提供する営業をいう

「必要な役務」を提供しなければ農林漁業者であっても客室延床面積 33 ㎡未満の民宿(簡易宿所)を営むことはできないこととなりますが、『農山漁村滞在型余暇活動をするために宿泊施設を提供する』ということも「役務の提供」に該当するため、特別なメニューとして農林漁業体験を提供しなくても、客室延床面積 33 ㎡未満の民宿(簡易宿所)を営むことが可能となります。

よって、《農林漁業者が営む「農林漁業体験民宿」》も、特別な農林漁業体験を提供しない《農林漁業者が営む「民宿」》も、「農家民宿」ということになり、農林漁業者が営む民宿については、「農家民宿」と呼称しても、「民宿」と呼称しても差し支えありません。

*² 必要な役務

- 一 農村滞在型余暇活動に必要な次に掲げる役務
 - イ 農作業の体験の指導
 - ロ 農産物の加工又は調理の体験の指導
 - ハ 地域の農業又は農村の生活及び文化に関する知識の付与
 - ニ 農用地その他の農業資源の案内

- ホ 農作業体験施設等を利用させる役務
- ヘ 前各号に掲げる役務の提供のあつせん
- 二 山村滞在型余暇活動(主として都市の住民が余暇を利用して山村に滞在しつつ行う森林施業の体験その他林業に対する理解を深めるための活動をいう。)に必要な次に掲げる役務
 - イ 森林施業又は林産物の生産若しくは採取の体験の指導
 - ロ 林産物の加工又は調理の体験の指導
 - ハ 地域の林業又は山村の生活及び文化に関する知識の付与
 - ニ 森林の案内
 - ホ 山村滞在型余暇活動のために利用されることを目的とする施設を利用させる役務
 - ヘ 前各号に掲げる役務の提供のあつせん
- 三 漁村滞在型余暇活動(主として都市の住民が余暇を利用して漁村に滞在しつつ行う漁ろの体験その他漁業に対する理解を深めるための活動をいう。)に必要な次に掲げる役務
 - イ 漁ろ又は水産動植物の養殖の体験の指導
 - ロ 水産物の加工又は調理の体験の指導
 - ハ 地域の漁業又は漁村の生活及び文化に関する知識の付与
 - ニ 漁場の案内
 - ホ 漁村滞在型余暇活動のために利用されることを目的とする施設を利用させる役務
 - ヘ 前各号に掲げる役務の提供のあつせん

3 農林漁業体験民宿のまとめ

これまでを表にまとめると、以下のようになります。

この手引では、農家民宿の中でも、特に客室延床面積 33 m²未満の小規模農家民宿(営業区分：簡易宿所)を対象として説明していきます。

項 目	開 設 者			
	農林漁業者		非農林漁業者	
	特別な農林業体験メニュー		特別な農林業体験メニュー	
	提供する	提供しない	提供する	提供しない
客室延床面積33m ² 未満	開業できる	開業できる	開業できない	開業できない
客室延床面積33m ² 以上	開業できる	開業できる	開業できる	開業できる
登録機関への登録 (公的標識の掲示)	登録できる	登録できる	登録できる	登録できない
この手引における呼称	農家民宿	農家民宿	体験民宿	民宿

注 ：小規模農林漁家民宿

4 農家民宿に対する法の規制緩和等

さらに、3で示した「農家民宿」に対しては規制緩和が適用され、より民宿を開設しやすくなっています。各法による規制および規制緩和など農林漁業体験民宿に関する法律行為の主な内容については、下記のようになっています。



(1) 規制緩和の流れ

時期	緩和の概要	内 容
平成15年 3月	法解釈の明確化	道路運送法 (農家民宿等の宿泊施設が、宿泊サービスの一環として宿泊者を最寄りの駅及びこれに準ずる場所までの送迎輸送するは、許可の対象外)
平成15年 3月	法解釈の明確化	旅行業法 (農家民宿が自ら提供する運送・宿泊サービスに、農業体験を付加して販売・広告することは、法に抵触しない)
平成15年 4月	法の改正	旅館業法施行規則 (農林漁業者は33㎡未満でも簡易宿所営業許可取得が可能)
平成16年 3月	県指導の緩和	食品衛生法施行条例 (自炊行為は許可対象外、各種設備の自家用との兼用、利用客が体験調理をするための調理場への入室は可能)
平成16年 12月	法解釈の明確化	消防法 (農家民宿における誘導灯等の消防用設備等の設置基準については、地元の消防長又は消防署長の柔軟な判断で対応が可能)
平成17年 1月	法解釈の明確化	建築基準法 (客室の床面積の合計が33㎡未満の農家民宿で避難上問題がないものは、建築基準法上旅館に該当しない)
平成17年 3月	県指導の緩和	旅館業法施行条例 (トイレの手洗い設備について、種類でなく実態で判断)
平成17年 4月	条例の改正	旅館業法施行条例 (トイレの設備について便器の種類及び数は規制しない)
平成17年 7月	国指導の緩和	「都市と農山漁村の共生・対流に関する副大臣プロジェクトチーム」が、農家民宿の取組が円滑に進むよう、関係省が連携して一層の推進を図ることを検討し、これを受け、厚労省より施設取扱緩和の通達(本県では同内容をH16.3に緩和済み)
平成18年 7月	都市計画法令関係の規制緩和	福島県開発審査会審査基準の改正 (市街化調整区域内での農家民宿開設は、都市計画法上の開発行為にあたるため規制されているが、一定の条件を満たす場合は開設可能)

(2) 規制緩和の整理表

開設主体 各法による規制 および規制緩和の内容	農林漁業者		非農林漁業者	
	客室延床面積		客室延床面積	
	33㎡未満	33㎡以上	33㎡未満	33㎡以上
市街化調整区域内での営業	○	×		×
旅館業法の営業許可の取得 (簡易宿所)	○	○		○
水洗式以外のトイレでの営業	○	×		×
トイレの手洗設備の整備	注1	注1		注1
建築基準法上の 旅館に該当しない	○	×		×
消防法の規制緩和	注2			注2
農林漁業体験民宿 としての登録(任意)	○	○		○
宿泊サービスとしての 送迎輸送(道路運送法)	○	○		○
体験ツアー等の販売・広告 (旅行業法)	○	○		○

注1 専用の設備が望ましいが、手洗いに支障ない構造の場合は便器一体型も可

注2 規制緩和の適用を個別に判断する



第2 農家民宿の営業手続き

農林漁業者の家屋(住まい)を使って農林漁業体験民宿を開設する場合を想定して、住宅からの用途変更を念頭に、「客室延床面積 33 m²未満」、「客室延床面積 33 m²以上」に分けて説明します。

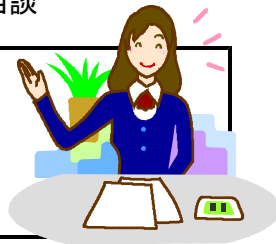
さらに、食事の提供をする場合は、旅館業法の「営業許可(ホテル・旅館・簡易宿所)」のほかに、食品衛生法の「飲食店」営業許可を取得する必要があります。

なお、ここに記載した内容はあくまで一般的なケースを想定したものであり、建築年次や構造、規模などにより特別な対応が必要となる場合がありますので、家の間取り図等(平面図など)を準備して、保健所、市又は県の建築確認担当部署、消防署(広域消防本部)などに出向き、相談してください。

1 農家民宿の開業までの流れ

(1) 農家民宿開業のための事前相談

**① まずは、最寄りの
農林事務所企画部に
御相談ください。**



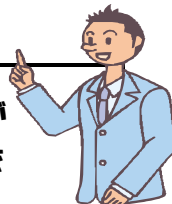
* 農家民宿に関する相談窓口は、農林事務所企画部
地域農林企画課です。

② 話しが具体的になったら、保健所、建築確認担当部署、消防本部などの関係機関と相談します。

* 相談に際し、家の間取りがわかる平面図、写真などを準備すること。

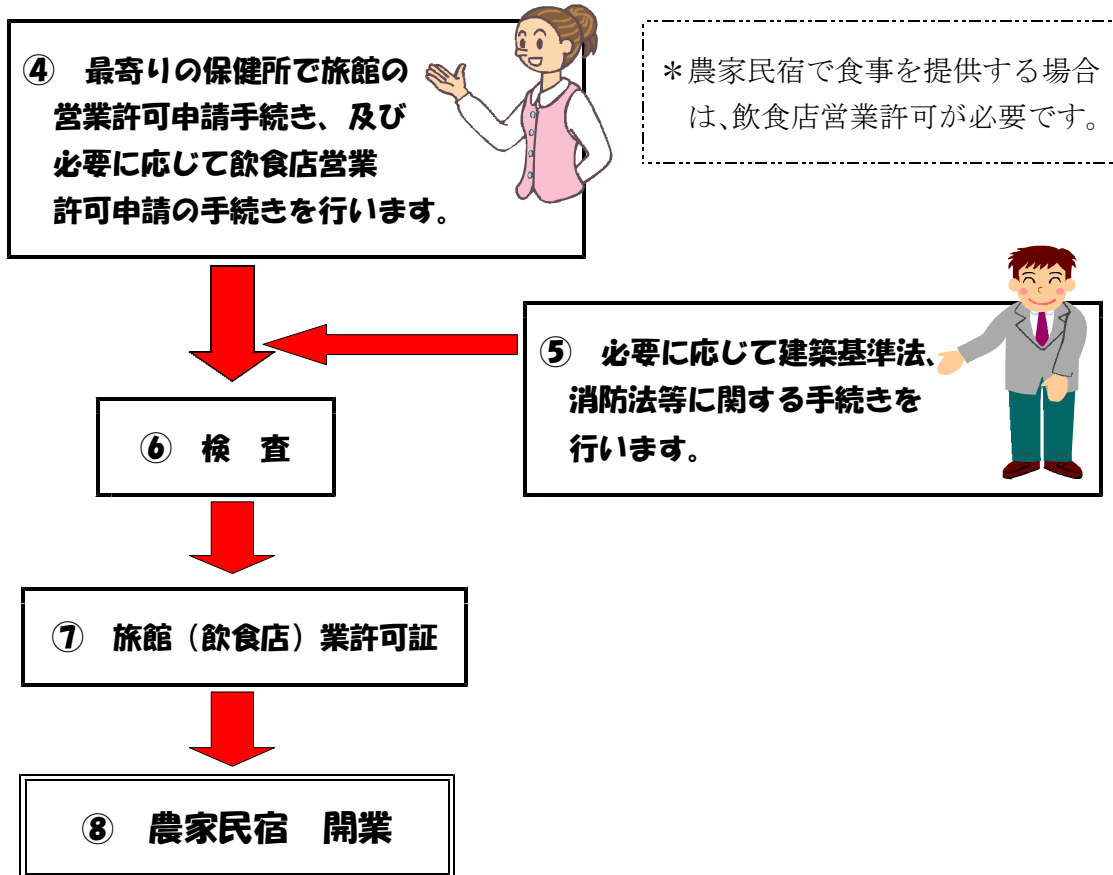
(2) 農林漁業体験民宿業の確認

**③ 農林事務所又は水産事務所が
民宿開設の主体が農林漁業者で
あることの確認をします。**



* 農家民宿に関する各種法令の緩和措置を受ける場合、「農林漁業体験民宿業の確認書」が必要。

(3) 旅館業法、食品衛生法等に関する手続き



2 営業できる区域

(1) 都市計画法による制限

市街化調整区域に定められている地域では、一般的に旅館、民宿などの開業は制限されます。

ただし、中核市(郡山市、いわき市)以外の市町村内の市街化調整区域内では、既存の自宅等を利用した客室延床面積 33 m²未満の農家民宿に限って、都市計画法上の許可を受けることができます。(中核市については、市ごとに基準が定められています。)

農家民宿を開業しようとする場所が市街化調整区域内であるかの確認は、「市町村の開発許可担当窓口」までお問い合わせください。許可については、次項「3 都市計画法関係」を参照してください。

(2) 農振法(農業振興地域の整備に関する法律)及び農地法による制限

農業振興地域の農用地区域内における開発行為は制限されます。また、農家民宿の開設にあたり、農地を農地以外のものに転用する場合は、農地法に基づく農地転用許可が必要になります。

(3) その他の法律等

そのほかにも、農家民宿を開設しようとする場所によっては以下の法律等の制限を受けることがありますので、県農林事務所企画部地域農林企画課までお問い合わせください。

- ・ 水質汚濁防止法(民宿の厨房施設・洗濯施設・入浴施設から公共用水域に水を排出)
- ・ 景観条例等
- ・ 国土利用計画法
- ・ 森林法
- ・ 自然公園法
- ・ 自然公園条例
- ・ 福島県自然環境保全条例
- ・ 鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律 など



3 都市計画法関係

平成 18 年 7 月からは、市街化調整区域内でも、農林漁業者が自ら居住する住宅の空き部屋等を活用して農家民宿を営む場合、一定の条件を満たしていれば、福島県開発審査会に建築物の用途変更を申請し、許可を受けることができるようになりました。(中核市については、市にお問い合わせください。)

条件とは、①農林漁業者であること、②客室延床面積 33 m²未満であること、③自ら居住している、または自ら居住している住宅と同一敷地内の建築物での営業であること、等です。

建築物の用途変更を申請する場合は、事前に各農林事務所で「農林漁業体験民宿業であること等の確認」を受ける必要があります。

詳しくは、許可の条件・手続き等については「市町村の開発許可担当窓口」、また事前の確認については県農林事務所企画部地域農林企画課にお問い合わせ下さい。

4 建築基準法及び消防法関係

農家民宿の営業許可申請をする前にしておかなくてはならないこととして、建物の新築、増築、改築を伴う場合や宿泊施設への用途変更が 100 m²を越える場合は、市または県の建築確認担当部署等による建築確認が必要です。

また、宿泊施設の用途に供する床面積が 50 m²を超えるか、一般住宅の用に供する床面積以上の場合、消防署等による防火対象物としての消防法令適合状況の確認が必要です。なお、市町村によっては、火災予防条例等で 50 m²以下でも規制がある場合もあります。

したがって、保健所に営業許可を申請する前に、家の間取り図等(平面図など)を準備して、市または県の建築確認担当部署や消防署などに出向き十分に相談して下さい。

○福島県（福島市、郡山市、いわき市、会津若松市*³、須賀川市*³を除く）における農家民宿に係る建築基準法上、旅館として取り扱わない判断基準

住宅の一部を農家民宿等として利用するもののうち、客室の床面積の合計が 33 m²未満であって、各客室から直接外部に容易に避難できる等避難上支障がないとする判断基準は、原則として下記のとおりとする。

- (1) 農家民宿とすることができる建築物は、3 階建以下の建築物とする。
- (2) 客室を設けることができる階は、避難階*⁴とその直上又は直下の階までとする。
- (3) 客室が避難階に存しない場合は、客室から廊下及び階段を経て屋外の安全な場所に避難できることとする。

ただし、客室を有する階の床面積が 100 m²を超える建築物には、客室から避難階に通じる 2 以上の階段を設けることとする。

*³ ただし、旅館部分の床面積が 100 m²を超える場合等は、県の所轄となる。

*⁴ 地面に接している階のこと。

5 旅館業法の営業許可

「宿泊」の営業をするためには旅館業法の営業許可を取得する必要がありますが、その営業区分については、営業形態や構造設備によって、「ホテル」、「旅館」、「簡易宿所」、「下宿」の 4 つの区分があります。

これまで、「簡易宿所」については、客室延床面積 33 m²以上でないと営業許可の取得ができませんでしたが、平成 15 年 4 月から、「旅館業法施行規則」の一部が改正され、「農家民宿」であれば客室延床面積 33 m²未満でも簡易宿所の営業許可取得が可能になりました。

また、平成 17 年 3 月に福島県旅館業法施行条例が改正され、次の緩和措置が行われました。

- ・ 「農家民宿」で客室延べ床面積 33 m²未満の施設は、トイレの水洗化の規定は適用しない
- ・ トイレ設備の便器の種類及び数の規定を削除



(1) 客室延床面積 33 m²未満の場合

旅館業法の「営業許可(簡易宿所(農林漁業体験民宿))」を取得する必要があります。

許可の取得にあたっては、農林漁業者であることなどの条件があり、予め県農林事務所を確認申請をして確認書の交付を受けておきます。(中核市については、市農家民宿担当窓口にお問い合わせください。)

○営業許可(簡易宿所(農林漁業体験民宿))

具体的な設備については、収容定員に応じた規模の入浴設備、洗面所、トイレ等が基準に適合している必要があります、設備や衛生管理の基準が規定されていますが、客室の最低延床面積やトイレの水洗化等については特例措置が認められています。

(2) 客室延床面積 33 m²以上の場合

営業形態や構造設備に応じて、旅館業法の「営業許可(ホテル・旅館・簡易宿所)」を取得する必要があります。

○営業許可(ホテル・旅館・簡易宿所)

具体的な設備については、客室のほか、収容定員に応じた規模の入浴設備、洗面所、トイレ等が必要であり、設備や衛生管理の基準が規定されています。

また、施設の規模によっては、建築基準法上の「防火上主要な間仕切り壁、非常用照明、排煙設備」、消防法上の「誘導灯、誘導標識」などの設置が必要な場合が想定されますので、十分に市または県の建築確認担当部署、消防署等と相談して下さい。

6 農林漁業体験民宿業であること等の確認

客室延床面積 33 m²未満の場合、営業許可の取得にあたっては、①営業許可を受けようとするものが農林漁業者であること、②その営もうとする民宿が、この手引きの「第1の2の(3)「農林漁業体験民宿業」に必要な役務の提供を行うものであること、が条件になります。

条件を満たしていることの確認については、営業許可を申請する前に、県農林事務所企画部地域農林企画課にお問い合わせください。

(中核市については、市農家民宿担当窓口にお問い合わせください。)



7 営業許可申請の手続き

旅館業法の「営業許可(ホテル・旅館・簡易宿所)」は、施設の所在地を管轄する保健所に許可申請を行い、決められた基準にあっていることを保健所で確認してもらわなくてはなりません。旅館業法上の許可の基準については、「8 旅館業法関係の構造設備の基準及び衛生措置の基準」で述べます。

- ・ 開業を希望される場合は、家の間取り図(平面図)を準備して、営業許可を管轄する保健所にお気軽にご相談下さい。
- ・ 建築確認や防火対象物の消防法令適合状況の確認が必要な建物の場合、保健所への申請の際は、建築基準法検査済証の写しや消防法令適合通知書の写しを添付することになります。
- ・ 旅館業営業許可の申請手数料は2万2千円です。

8 旅館業法関係の構造設備の基準及び衛生措置の基準

(1) 構造設備の基準

旅館業法の営業許可を受けるためには構造設備の基準に適合しなければなりません。農家民宿開設の主な基準を以下に示しますので、詳細は保健所等にご相談下さい。

○旅館用途部分全般

- ・ 適当な換気、採光、照明、防湿及び排水の設備を有する必要があります。

○客室

- ・ 客室と他の客室、廊下等の間は、壁、はめ板、ふすまなどの仕切が必要です。

○玄関帳場、ロビー

- ・ 農家民宿の場合も宿泊客に宿帳を記載してもらう場所が必要になります。

○浴室、脱衣所

- ・ 浴室は、他の場所から見通すことができず、換気、採光、湯気抜きが適切にできる構造とする必要があります。
- ・ 脱衣所や洗い場は、耐水材料の構造とする必要があります。

○トイレ

- ・ 農家民宿(客室延床面積 33 m²未満)の場合は、トイレは必ずしも水洗化されてなくてもよく、便器の最小設置数も大小兼用便器1個で支障はありません。
- ・ トイレには手洗い設備を設ける必要があります。専用の設備が望ましいですが、手洗いに支障ない構造の場合は便器一体型も可です。

○洗面所

- ・ 洗面できる設備が必要です。

(2) 衛生措置の基準

衛生基準は開業後に守るべき事項を取り決めたもので、衛生的な状態を保つために一般的に必要なことです。

○旅館用途部分全般

- ・ 施設及びその周辺は、常に清潔に保ち、ねずみ、昆虫の発生防止に努めます。

○客室及び廊下

- ・ くず入れを備えます。
- ・ 客室の定員は、簡易宿所営業の場合、2.2 m²につき1人です。



○浴室、脱衣所

- ・ 浴室には、清浄な湯及び水を十分に供給できなければなりません。
- ・ 浴槽水は、毎日、水の入れ替えが必要です。
- ・ 洗い桶、腰掛け、脱衣カゴ、脱衣棚などは、常に清潔にしておきます。

○トイレ

- ・ 汲み取りの場合は、殺虫剤、防臭剤を用い、常に防虫、防臭に努めます。
- ・ 手洗い設備のタオル類は、宿泊者1人ごとに取り替えます。

○寝具類

- ・ 寝具類は常に清潔にし、客室の総定員以上の数を備えます。
- ・ シーツ、枕カバー、浴衣は、宿泊者1人ごとに洗濯したものと取り替えます。

○洗面所

- ・ 飲用に適する湯又は水を十分供給します。
- ・ くず入れを備えます。

第3 旅館業営業許可早見表

	旅館業の営業許可		関係法令
	客室延床面積33㎡未満 (客室の合計が20畳程度未満)	客室延床面積33㎡以上 (客室の合計が20畳程度以上)	
申請 手 続	○保健所へ申請 (申請手数料：2万2千円) ・農林漁業体験民宿業等の確認書 ・建築基準法検査済証の写し ・消防法令適合通知書の写し を添付	○保健所へ申請 (申請手数料：2万2千円) ・建築基準法検査済証の写し ・消防法令適合通知書の写し を添付	
区 分	簡易宿所(農林漁業体験民宿)	簡易宿所又は旅館、ホテル	
設 備	○トイレ(必ずしも水洗でなくてよい) ○ 〃 (最小で大小兼用便器1個で 支障ない) ○滅菌装置(水道以外の給水設備の場 合) など	○トイレ(水洗式) ○ 〃 (適当な数の便器を有するこ と) ○滅菌装置(水道以外の給水設備の場 合) など	旅館 業 法
	○避難上問題がないと認められる建築 物については建築基準法上の旅館と して取り扱わない	○避難経路や火気使用室とその他の部 分を区分する防火上主要な間仕切り 壁、非常用照明及び排煙設備の設置 ○旅館への用途変更が100㎡を超え る場合、市または県の建築確認担当 部署から建築基準法による確認済証 の交付を受け、旅館業法営業許可申 請時にその写しを添付	建 築 基 準 法
	○消防署等から消防法令適合通知書の交付を受け、旅館業法営業許可申請時に その写しを添付		消 防 法
	【宿泊施設の用途に供する床面積が50㎡ 以下で、かつ一般住宅の用に供する床面積 未満の場合】	【左記以外の場合】	
	○法律が改正され、住宅用火災警報器の設 置が義務付けられました。 既設・増築部分については平成23年6 月から、新築は平成18年6月から適用	○床面積等に応じた各種消防用設 備等を設置 ○避難が容易などの場合、以下の 設置を要しない ・誘導灯、誘導標識 ・消防機関へ通報する火災報知 設備	

第4 食事の提供のための営業手続き

食事を提供する場合は、飲食店営業の営業許可が必要になりますので、家の間取りや調理場の平面図を持参して、管轄の保健所に相談してください。

1 営業許可

営業許可を取得する場合には、保健所に営業許可申請書を提出し、保健所の担当者の現地調査のうえ、許可証が交付されます。施設ごとに許可の有効期限が定められ、最低5年ごとに許可の更新をすることになります。

飲食店営業許可の申請手数料(新規)は1万6千円です。

2 食品衛生法の施設基準及び管理運営基準

営業施設は、県条例に定められた「施設基準」に合致する必要があり、許可取得後は、施設の清潔保持、清潔な服装や衛生的な食品の取扱方法を定めた「管理運営基準」を遵守する必要があります。

調理場については、自家用台所と兼用は可能ですが、

- ・ 居間や客席(食堂)との区画
- ・ 床、内壁、天井の材質、構造
- ・ 水道以外の水の場合には、滅菌装置の設置

などの基準が定められています。

また、「管理運営基準」では、

- ・ 食品衛生責任者の設置
- ・ 水道以外の水の場合には、年1回以上の水質検査
- ・ 日常的な清掃や衛生管理
- ・ 調理従事者の健康管理

などについて定められています。



食品衛生責任者になるには、調理師、栄養士などの資格を取得しているか、保健所が実施する食品衛生責任者養成講習を受講しなければなりません。

3 加工食品の製造・販売

食肉、魚介類、牛乳を販売する場合及びみそ、豆腐、めん類、そう菜、缶詰瓶詰め食品等を製造販売する場合には、別に業種ごとに営業許可が必要になり(自炊客に提供する場合も含む。)、食品を製造する場合には専用の製造室が必要になります。

第 5 問い合わせ先

1 農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律、及び農林漁業体験民宿業であること等の確認(中核市を除く)について

- ・ 農林漁業体験民宿業であること等の確認については、下記の県農林事務所企画部地域農林企画課にお問い合わせください。

<関係法令担当及び営業場所を管轄する県機関名>

	窓 口	電 話	F A X
県 庁	観光交流局観光交流課	024-521-7287	024-521-7888
県 北	県北農林事務所企画部地域農林企画課	024-521-7660	024-521-7987
県 中	県中農林事務所企画部地域農林企画課	024-935-1510	024-935-1514
県 南	県南農林事務所企画部地域農林企画課	0248-23-1577	0248-23-1590
会 津	会津農林事務所企画部地域農林企画課	0242-29-5369	0242-29-5389
南会津	南会津農林事務所企画部地域農林企画課	0241-62-5252	0241-62-5256
相 双	相双農林事務所企画部地域農林企画課	0244-26-1153	0244-26-1181
いわき	いわき農林事務所企画部地域農林企画課	0246-24-6197	0246-24-6196

2 旅館業法及び食品衛生法について

- ・ お客様を営業として宿泊させる場合は「旅館業営業許可」を取得する必要があります。
- ・ お客様に食事を調理して提供する場合は、さらに、「飲食店営業許可」を取得する必要があります。

<関係法令担当及び営業場所を管轄する県機関名>

	窓 口	電 話	F A X
県 庁	保健福祉部食品生活衛生課	旅館 024-521-7243 食品 024-521-7245	024-521-7925
県 北	県北保健福祉事務所 生活衛生部衛生推進課	旅館 024-534-4304 食品 024-534-4305	024-534-4162
県 中	県中保健福祉事務所 生活衛生部衛生推進課	旅館 0248-75-7820 食品 0248-75-7821	0248-75-7825
県 南	県南保健福祉事務所 生活衛生部衛生推進課	旅館 0248-22-5486 食品 0248-22-5487	0248-23-1252

会 津	会津保健福祉事務所 生活衛生部衛生推進課	旅館 0242-29-5521 食品 0242-29-5516	0242-29-5513
南会津	南会津保健福祉事務所 生活衛生部衛生推進課	旅館 0241-63-0308 食品 0241-63-0308	0241-63-0310
相 双	相双保健福祉事務所 生活衛生部衛生推進課	旅館 0244-26-1363 食品 0244-26-1358	0244-26-1332

注)「旅館」:「旅館業営業許可」関連、「食品」:「飲食店営業許可」関連

<関係法令担当及び営業場所を管轄する中核市保健所>

	窓 口	電 話	F A X
郡 山 市	郡山市保健所生活衛生課	旅館 024-924-2157 食品 024-924-2157	024-934-2860
いわき市	いわき市保健所生活衛生課	旅館 0246-27-8591 食品 0246-27-8592	0246-27-8600

注)「旅館」:「旅館業営業許可」関連、「食品」:「飲食店営業許可」関連

3 都市計画法について

市街化調整区域に定められているかなどについては、「市町村の開発許可担当窓口」にお問い合わせ下さい。

4 建築基準法について

客室延床面積 33 m²以上の施設では従来の基準が適用されますので、下記の窓口にお問い合わせ下さい。

<関係法令担当及び営業場所を管轄する県機関名(福島市、郡山市、いわき市、会津若松市、須賀川市以外担当)>

	窓 口	電 話	F A X
県 庁	土木部建築指導課	024-521-7523	024-521-7955
県 北	県北建設事務所建築住宅部建築住宅課	024-521-7701	024-521-7980
県 中	県中建設事務所建築住宅部建築住宅課	024-935-1463	024-935-1544
県 南	県南建設事務所建築住宅部建築住宅課	0248-23-1636	0248-23-1504
会 津	会津若松建設事務所建築住宅部建築住宅課	0242-29-5461	0242-29-5459
喜多方	喜多方建設事務所建築住宅部建築住宅課	0241-24-5727	0241-24-5729
南会津	南会津建設事務所建築住宅部建築住宅課	0241-62-5337	0241-62-5340
相 双	相双建設事務所建築住宅部建築住宅課	0244-26-1223	0244-26-1334

<関係法令及び営業場所を所轄する市機関>

市町村	窓 口	電 話	F A X
福島市	都市政策部開発建築指導課	024-525-3764	024-533-0026
郡山市	都市整備部開発建築指導課	024-924-2371	024-938-2720
いわき市	都市建設部建築指導課	0246-22-7516	0246-22-7566
会津若松市*5	建設部都市計画課	0242-39-1261	0242-39-1450
須賀川市*6	建設部建築課	0248-88-9151	0248-73-4205

*5 旅館部分の床面積が 100 ㎡を超える場合等は、会津若松建設事務所の所轄となる。

*6 旅館部分の床面積が 100 ㎡を超える場合等は、県中建設事務所の所轄となる。

5 消防法について

消防設備の設置などについては、火災予防条例が市町村毎に違う点がありますので、最寄りの各消防本部、消防署等にお問い合わせください。

<関係法令担当の県機関名>

	窓 口	電 話	F A X
県 庁	生活環境部消防保安課	024-521-7193	024-521-7920

<営業場所を管轄する消防本部>

消防本部名	電話	F A X
福島市消防本部	024-534-0119	024-534-0310
伊達地方消防組合消防本部	024-575-4101	024-575-4103
安達地方広域行政組合消防本部	0243-22-1211	0243-22-1355
郡山地方広域消防組合消防本部	024-923-8171	024-923-1228
須賀川地方広域消防本部	0248-76-3111	0248-75-3917
白河地方広域市町村圏消防本部	0248-22-2155	0248-23-3999
喜多方地方広域市町村圏組合消防本部	0241-22-6211	0241-24-4011
会津若松地方広域市町村圏整備組合消防本部	0242-25-1203	0242-25-1229
南会津地方広域市町村圏組合消防本部	0241-62-2141	0241-62-2142
相馬地方広域消防本部	0244-22-4164	0244-22-5790
双葉地方広域市町村圏組合消防本部	0240-35-2119	0240-35-3520
いわき市消防本部	0246-22-0123	0246-24-3944

＜資料篇＞



この資料篇では、現在県内で農家民宿を営んでいる方の体験談や、家の間取り、台所の様子などを参考例として掲載しました。

農家民宿を始めた動機や家の雰囲気などさまざまですが、「農家民宿」ならではの、気取らない普通の農家の温かさがその魅力になっているのは共通です。

また、申請書類には、どんなことを書かなくてはいけないか、どんな添付書類を用意しなくてはならないのか、の概略を知っていただくために旅館業営業許可と飲食店営業許可を申請するときの様式も示してあります。

用紙は、各保健所に用意してあります。記載方法などについては、事前相談に行ったときに併せて問い合わせてください。

【事例 1】

自慢の米や野菜を喜ぶ顔がうれしい

◆ 農泊小林 (喜多方市岩月町)

- ・ 客室 1 室 (平屋離れ) (定員 7 名)
- ・ 7 人家族 (母、経営者夫婦、子供夫婦、孫二人)
- ・ 食事提供あり



小林文雄氏、成子氏

もともと成子氏が民宿開設志向を持っており、10 数年に調理師免許を取得していたが、昨今のグリーン・ツーリズムの流行を受けて農家民宿開設に踏み切った。家族も協力的で、特に開設後は文雄氏が積極的に接客にあたるなど、農家民宿を始めてから生活に変化も出てきた。

浴室は、見た目は普通の家庭用浴室だが、釜に薪をくべて沸かす自慢の五右衛門風呂。客には、特に人気がある。

食事の提供については、自家製の食材を利用した料理や漬物なども好評で、今後は惣菜製造業の許可取得※も考えている。寒い夜には、一緒に鍋をつつくなどして親交も深まり、客も「また来たい」と言ってくれる。

また、客間を離れ (内職用に 20 数年ほど前に建築したものをトイレ設置など改造) にしたことで、茶の間で楽しく食事団欒しながら夜のプライバシーも確保できている。

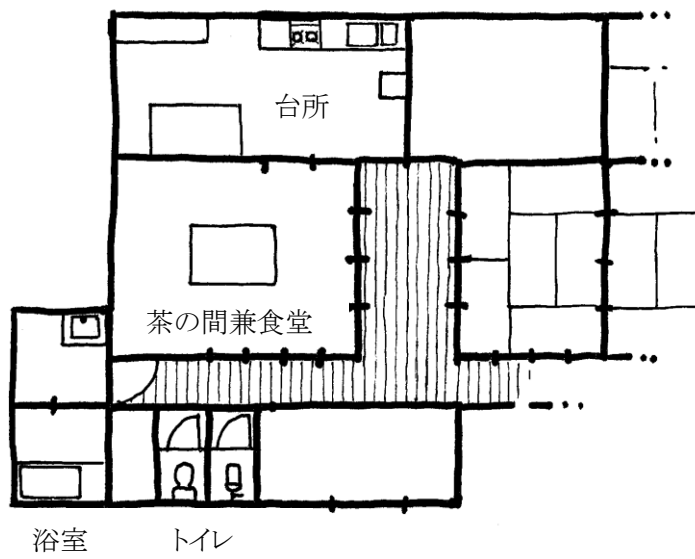
成子氏は、今月 (平成 18 年 1 月) 末で現在の会社を退職し、2 月からは農家民宿により力を入れていく予定である。



農家民宿の開設にあたって改築・改造はせず、既存の設備を利用した。

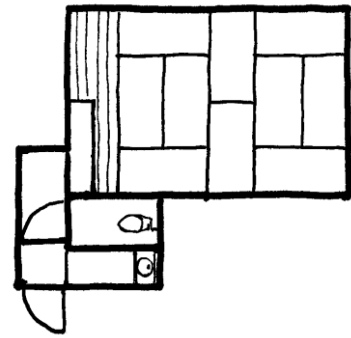
※ 惣菜製造業の許可を取得するためには、専用の製造室が必要など、農家民宿とは違う施設基準が適用されます。

農 泊 小 林 平 面 図



【 母 屋 】

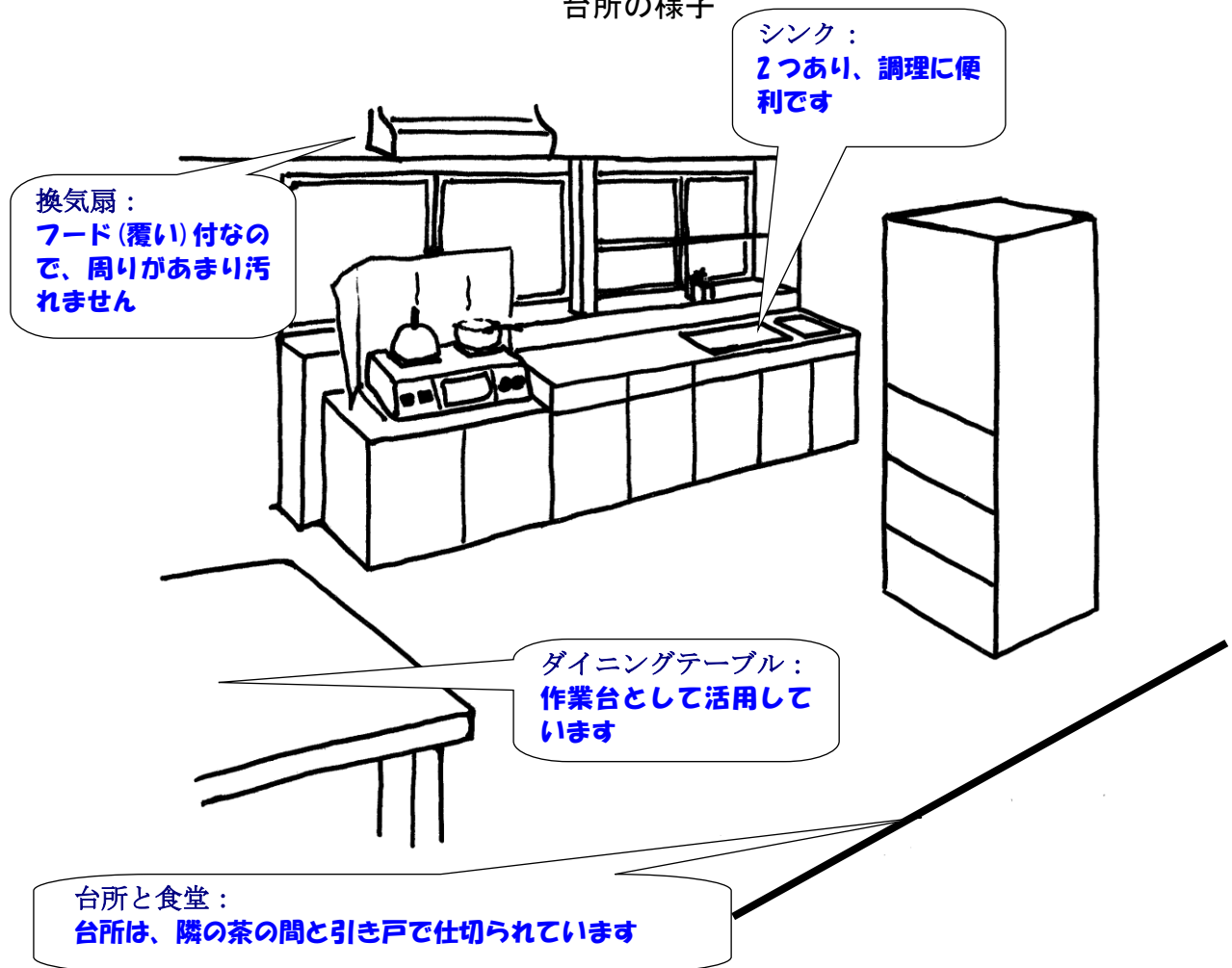
注) 民宿として利用しない部分は、
実際とは異なります。



客間 (洗面・トイレ付)

【 離 れ 】

台所の様子



注) 上は参考例であり、農家民宿の定員や受入態勢によって条件は異なります。

【事例 2】

子どもたちに食と農の大切さを教えたい

◆ 農泊みちくさの家 (喜多方市慶徳町)

- ・ 客室 2 室 (定員 6 名)
- ・ 4 人家族
- ・ 食事提供あり



猪俣敬子氏

最初は、今の子供たちは自分が何を食べて、どういうものが口に入るのかわかっていない、その子供たちに「命のあるものをいただいて自分たちがあるんだ」、「なぜ『第1次』産業なのか、農業ってやっぱり大事なんだ」ということを教えたくて農作業体験を始めた。

夫の信輔氏は農家民宿開設にあまり協力的ではなかったが、今ではぶつぶつ言っではいても客が来ると自分が主人公になって張り切っている。家族の協力なしには農家民宿はできない。

自家製の米や食材を使った食事を客が喜んでくれると、「汚くて嫌で本当に嫌われる農業が自分でも嫌だったが、自分のやってきたことには、ああ意味があったんだな」と嬉しくなった。

自家製の食材で、郷土料理でもてなしたり、新しい料理に挑戦したりと忙しさを楽しんでいる。

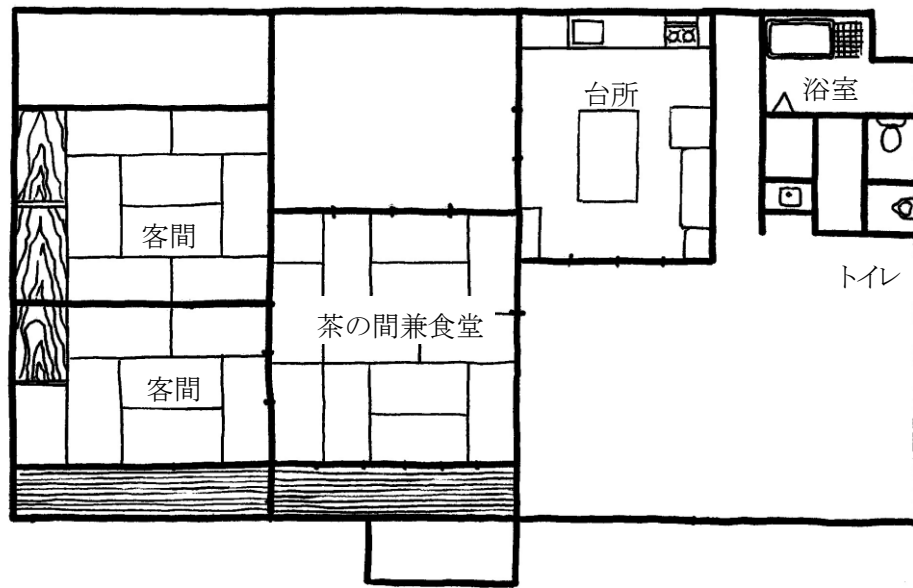
これからも、山あり川ありの地域の自然を生かして、都会に出て 2、3 世代経って里帰りするところがなくなくなってしまった人たちの懐かしい田舎になれるような、「癒される農家民宿」をやっていきたい。



農家民宿開設にあたり、既存の換気扇に新たにフード (ガスレンジ等の上部と換気扇自体を覆うもの) を取り付けました。

農泊みちくさの家 平面図

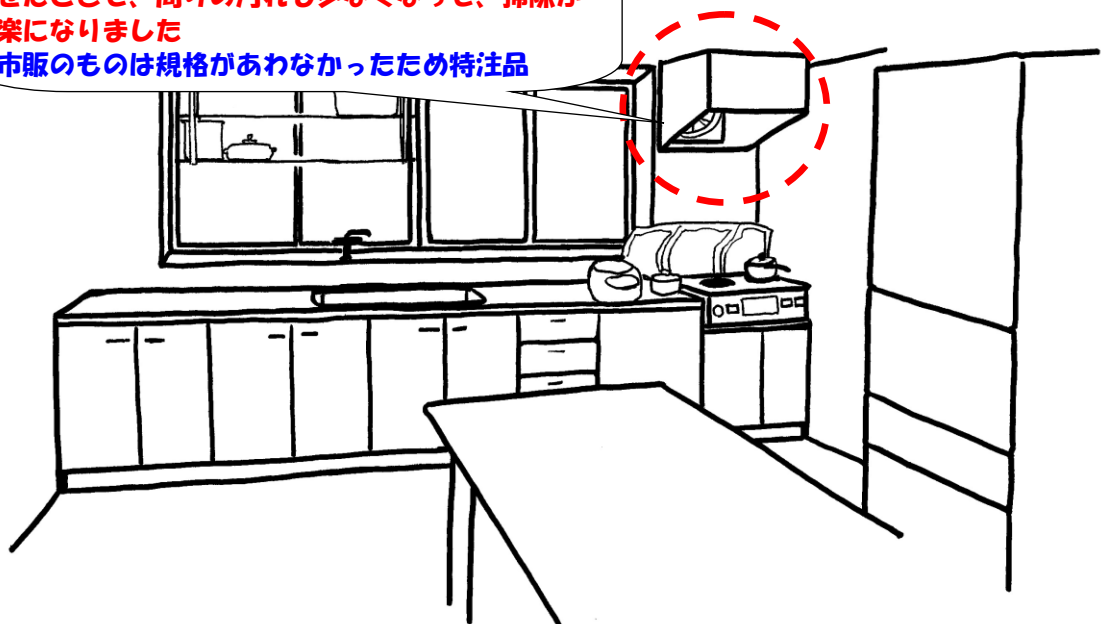
注) 民宿として利用しない部分は、実際とは異なります。



台所の様子

換気扇：

もともとあった壁取付型に、フード(覆い)をかぶ
せたことで、周りの汚れも少なくなって、掃除が
楽になりました
市販のものは規格があわなかったため特注品



台所：

引き戸で仕切られた独立した台所で、
広くて調理作業もうらく

注) 上は参考例であり、農家民宿の定員や受入態勢によって条件は異なります。

【事例 3】

知らない人との交流が楽しい

◆ 農泊やまり (喜多方市慶徳町)

- ・ 客室 1 室 (離れ 2F) (定員 7 名)
- ・ 6 人家族 (母、経営者夫婦、子供夫婦、孫一人)
- ・ 食事提供なし



佐藤由美子氏

農家民宿を始めたきっかけは、近隣で同じく農家民宿を営む猪俣敬子氏 (前頁) に誘われたことから。由美子氏は数多い趣味の中でも料理の腕を生かしたいと思い農家民宿を開設することにしたが、申請の過程で現状のままでは食品衛生法の営業許可が下りないことがわかった。

開設の断念も考えたが、猪俣氏に「合同で受け入れをしよう」と提案され、開設に踏み切った。宿泊者に自家製の食材を提供することで米などの継続的な通信販売につながり、さらには来客の友人等へも販売が広がるなど、経済的影響としては些少なから「顔の見える販売」が新たな農業の張り合いとなってきた。

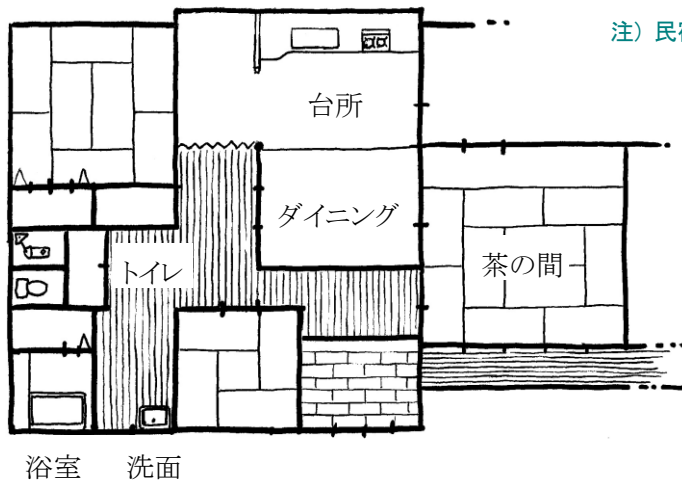
由美子氏自身はこれまで農作業に携わってこなかったが、今後は客に提供する野菜などは自分で栽培したい、と考えている。



食堂 (茶の間) が分かれていない台所を利用しての食事の提供はできない。調理場の区画の基準に合わないからである。

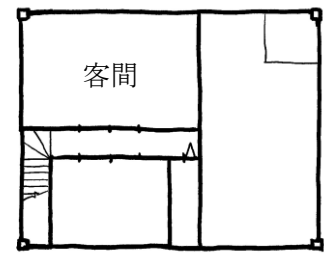
以前は独立した台所であったが、最近自分たちの生活のために、と間仕切りの壁を取り払った。農家民宿のために自分たちの生活を変えることは考えていないので、お客様にはご当地喜多方ラーメンなどを楽しんでもらっている。

農泊やまり 平面図



【母屋】

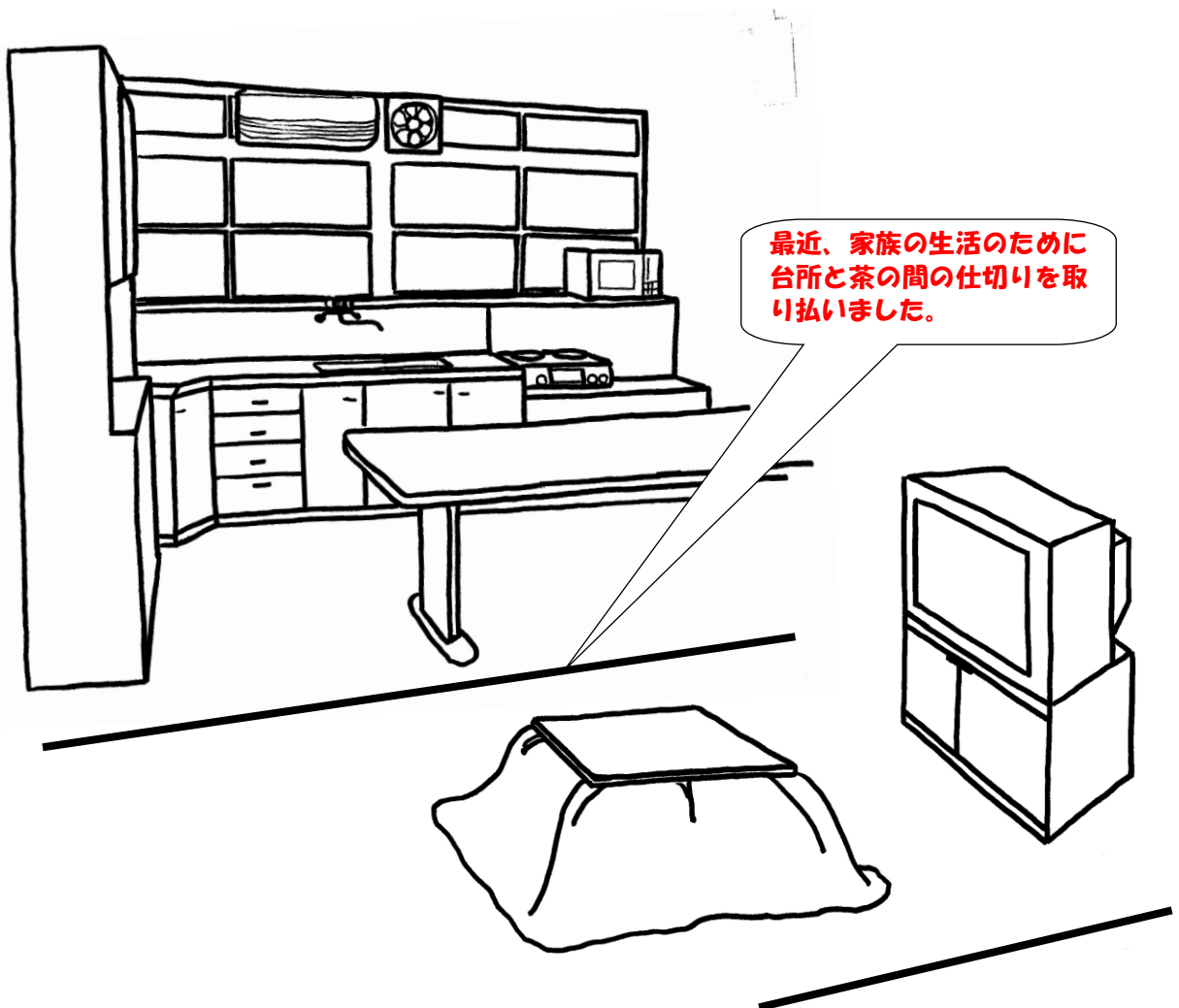
注) 民宿として利用しない部分は、実際とは異なります。



農機具倉庫 2F
(洗面・トイレなし)

【離れ】

台所の様子



注) 上は参考例であり、農家民宿の定員や受入態勢によって条件は異なります。

第 2 号様式(第 8 条関係)

収 証	入 紙
--------	--------

年 月 日

福島県知事

申請者

住所

法人にあつては、主たる事務 所の所在地

氏名

法人にあつては、その名称 及び代表者の氏名

印

年 月 日 生

旅 館 業 営 業 許 可 申 請 書

下記により、旅館業営業の許可を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

記

営 業 の 種 別		営 業	
営業施設	名 称	電 話	
	所 在 地		
旅館業法施行規則第 5 条第 1 項各号該当 の有無	第 1 号 [季節的営業]	季節的営業 又は一時的 営業の営業 期間	年 月 日から 年 月 日まで 日間
	第 2 号 [交通不便な 地域の営業]		
	第 3 号 [一時的営業]		
	第 4 号 [農 林 漁 業 体験民宿業]		
旅館業法第 3 条 第 2 項各号該当 の有無	該当しない 第 号該当		
営業施設 の管理者	住所		
	氏名	年 月 日 生	
最 寄 り の 学 校	学 校 名	学校までの直線距離	
		メートル	
構 造 設 備 の 概 要			
敷地面積	m ²	建物の延べ面積	m ²
建築様式			

客 室	一 般 客 室	和 室 客 室				洋 式 客 室								
		m ² 室 定員 人				m ² 室 定員 人								
		(小計) 室 定員 人				(小計) 室 定員 人								
	大 広 間 計	m ² 室 定員 人				m ² 室 定員 人								
		(小計) 室 定員 人				(小計) 室 定員 人								
		m ² 室 定員 人				m ² 室 定員 人								
寝具		洗面所				飲用水の状況								
人分		(うち、一般客室 箇所 箇所)				水道井戸	井戸と便所との距離 m							
						井戸と調理場との距離 m								
浴 室	箇所 (うち、一般客室 箇所)				温泉・沸かし湯の別		温泉・沸かし湯							
	循環式ろ過装置		有・無		循環水の誤飲防止の措置		給湯口の位置		湯面上・湯面下					
	消毒設備		有・無				その他の位置		有・無					
便 所	区 分		型 式		水洗式		改良式		その他					
	設置箇所数				箇所 (うち、一般客室 箇所)		箇所 (うち、一般客室 箇所)		箇所 (うち、一般客室 箇所)					
	便器別	大便器数				箇所 (うち、一般客室 箇所)		箇所 (うち、一般客室 箇所)		箇所 (うち、一般客室 箇所)				
		小便器数				箇所 (うち、一般客室 箇所)		箇所 (うち、一般客室 箇所)		箇所 (うち、一般客室 箇所)				
		兼用便器数				箇所 (うち、一般客室 箇所)		箇所 (うち、一般客室 箇所)		箇所 (うち、一般客室 箇所)				
		洋式便器数				箇所 (うち、一般客室 箇所)		箇所 (うち、一般客室 箇所)		箇所 (うち、一般客室 箇所)				
照 明	客室		浴室		洗面所		便所		廊下		階段			
	ルクス		ルクス		ルクス		ルクス		ルクス		ルクス			
そ の 他 の 施 設	会議室		応接室		ロビー		フロント		娯楽室		食堂		ホール	
	室		室		m ²		m ²		室		m ²		m ²	

備考 この申請書には、次に掲げる書類を添付すること。

- (1) 法人にあつては、その定款又は寄附行為の写し及び登記事項証明書
- (2) 営業の施設を明らかにした各階ごとの平面図 (縮尺、方位、客室の配置、各室の用途及び間取り、階段、出入口、調理場、浴室、便所及び床面積を明示したもの)
- (3) 見取図 (設置の場所を中心とする半径 150 メートル以内のもので、縮尺を明示したもの)
- (4) 配置図 (縮尺、方位、敷地の境界線、建物の位置、通路及び排水路を明示したもの)
- (5) 立面図 (縮尺及び開口部を明示したもの)

第 4 号様式(第 6 条関係)

(その 1) (新規営業又は継続営業の場合)

営 業 許 可 申 請 書

年 月 日

福 島 県 知 事

住所
ふりがな
 氏名
 生年月日
 電話番号

申請者

下記のとおり、営業の許可(新規・継続)を受けたいので、食品衛生法第 52 条第 1 項の規定により申請します。

記

営業所 所在地	電話番号		
No.	営業所の名称、屋号又は商号	営業の種類	
	現に受けている営業許可の許可年月日及び指令番号	※施設番号	※備 考
1		()	
	年 月 日 福島県指令 第 号	※	※
2		()	
	年 月 日 福島県指令 第 号	※	※
3		()	
	年 月 日 福島県指令 第 号	※	※
4		()	
	年 月 日 福島県指令 第 号	※	※
5		()	
	年 月 日 福島県指令 第 号	※	※
食品衛生法第 52 条第 2 項第 1 号から 第 3 号までに該当することの有無及び 該当するときは、その内容		該当しない 第 号該当(内容)	
営業設備の 大 要	次の書類を添付すること。 1 施設の構造仕様書及び図面(製造場、調理場、貯蔵場、更衣室、便所その他の施設の 配置を明示し、客席のあるものについては、その様式及び面積を明示すること。) 2 設備の配置図(主な機械、器具及び給水設備を特記すること。		

備考

- 新規営業許可申請にあつては、「現に受けている営業許可の許可年月日及び指令番号」の欄の記入は、要しないこと。
- 継続営業許可申請にあつては、「営業所の名称、屋号又は商号」の欄の記入及び「営業設備の概要」の欄に掲げる書類の添付は、要しないこと。
- ※印の欄は、記入しないこと。

農林漁業体験民宿業であること等の確認に関する事務処理要領

第1 目的

この要領は、客室延床面積 33 ㎡未満の農林漁業体験民宿業を営もうとする者が、別表 1 の規制緩和等の適用を受けるために、その営もうとする農林漁業体験民宿業（以下「農家民宿」という。）が「農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律」（平成 6 年法律第 46 号）第 2 条第 5 項に定める農林漁業体験民宿業（以下「法に定める農家民宿」という。）であることを確認するために必要な事項を定めることを目的とする。

第2 確認の手続

- (1) 別表 1 に掲げる規制緩和等の適用を受けて法に定める農家民宿を営もうとする農林漁業者又は農林漁業者以外の者（個人）（以下「農林漁業者等」という。）は、適用を受けようとする規制緩和等にかかる申請をする以前に、農家民宿等の確認申請書（様式第 1 号）により農林事務所長または水産事務所長（以下「農林事務所長等」という。）に、法に定める農家民宿であることの確認を申請することができる。
- (2) 農林事務所長等は、前項の確認申請書を受理したときは、その内容を確認し、速やかに確認の結果を文書（様式第 2 号又は様式第 3 号）で通知する。

第3 法に定める農家民宿であることの確認

法に定める農家民宿であることの確認は、必要に応じ現地調査等を行った上、確認申請書の内容を審査し、以下の基準を満たしていることを確認する。

なお、判断しがたい場合は観光交流課長に協議するものとする。

(1) 申請の取り扱い

申請者は、法に定める農家民宿を営もうとしている本人又は住居及び生計を一にする家族である従事者とし、法人経営を行う家族経営体（いわゆる一戸一法人）にあつては、法人の代表者とする。

(2) 次に掲げる役務のいずれかを提供する営業であること

農村滞在型余暇活動 （主として都市の住民が余暇を利用して農村に滞在しつつ行う農作業の体験その他農業に対する理解を深めるための活動をいう。）	イ 農作業の体験の指導 ロ 農産物の加工又は調理の体験の指導 ハ 地域の農業又は農村の生活及び文化に関する知識の付与 ニ 農用地その他の農業資源の案内 ホ 農作業体験施設等を利用させる役務 ヘ 前各号に掲げる役務の提供のあつせん
山村滞在型余暇活動 （主として都市の住民が余暇を利用して山村に滞在しつつ行う森林施業の体験その他林業に対する理解を深めるための活動をいう。）	イ 森林施業又は林産物の生産若しくは採取の体験の指導 ロ 林産物の加工又は調理の体験の指導 ハ 地域の林業又は山村の生活及び文化に関する知識の付与 ニ 森林の案内 ホ 山村滞在型余暇活動のために利用されることを目的とする施設を利用させる役務 ヘ 前各号に掲げる役務の提供のあつせん
漁村滞在型余暇活動 （主として都市の住民が余	イ 漁ろう又は水産動植物の養殖の体験の指導 ロ 水産物の加工又は調理の体験の指導

暇を利用して漁村に滞在し つつ行う漁ろうの体験その 他漁業に対する理解を深め るための活動をいう。)	ハ 地域の漁業又は漁村の生活及び文化に関する知識の付与 ニ 漁場の案内 ホ 漁村滞在型余暇活動のために利用されることを目的とする 施設を利用させる役務 ヘ 前各号に掲げる役務の提供のあつせん
---	---

(3) 前項において、農作業体験施設等とは、具体的には、次に掲げるような施設が該当する。

農作業体験施設等	(1) 農作業の体験施設 農作物の作付け、収穫その他の農作業の体験に必要な体験農園等の施設 (2) 教養文化施設 地場の農産物を使用した農産加工若しくは料理の体験又は地域の農業及び農村文化並びに農家の生活に関する知識の習得に必要な体験学習施設、資料展示施設等 (3) 休養施設 農用地その他の農業資源と周囲の環境とが一体となって形成している良好な農村の景観の鑑賞に必要な休憩施設、広場施設等 (4) 集会施設 地域の農業者との交流、伝統芸能の実演に必要な研修施設、展示場施設等 (5) 宿泊施設 宿泊しながら農村滞在型余暇活動が体験できる農林漁業体験民宿、バンガロー等 (6) 販売施設 地場の農産物、農産加工品等の販売に必要な地域特産物販売施設等 (7) 前各号に掲げる施設の利用上必要な施設 前各号に掲げる施設に附帯して設置される飲食施設、休憩施設、駐車場、管理施設等
山村滞在型余暇活動 又は漁村滞在型余暇 活動のために利用さ れることを目的とする 施設	上記に掲げる施設と同様の施設で、山村滞在型余暇活動又は漁村滞在型余暇活動のために利用されることを目的とする施設

(4) (2) に掲げる役務のうち、「ヘ」の役務の提供のあつせんを行う場合にあっては、農山漁村滞在型余暇活動が提供されることを調査するため、契約書その他あつせん先の農林漁業者と交わした書面、若しくは農林漁業体験民宿開業に係る役務提供についての申立書(様式第 5 号)を提出させることにより行う。

第 4 農林漁業者であることの確認

法に定める農家民宿を営もうとしている者が法人の場合にあっては、必要に応じ関係機関等に照会の上、以下により農林漁業者であることの確認を行う。

(1) 農業者であることの確認

(ア) 定義

農業者とは、自ら農業者と申告し、また他からも農業者であると認められるもの（自他共に農業者と認められもの）とし、法人経営を行う家族経営体（いわゆる一戸一法人）を含む。

(イ) 農業者であることの確認方法

- ① 「耕作証明書」を発行する場合の農地基本台帳に登載されていること。
- ② 農業者の確認は、農業者本人分の確認があれば足りるものとする。
- ③ 農業生産法人にあつては、定款に定められていること。
- ④ 上記によりがたい場合は、農林事務所と観光交流課が協議して決定する。

(2) 林業者であることの確認

(ア) 定義

林業者とは、自ら林業者と申告し、また他からも林業者であると認められるもの（自他共に林業者と認められもの）とし、法人経営を行う家族経営体（いわゆる一戸一法人）を含む。

(イ) 林業者であることの確認方法

- ① 森林所有者の場合「土地登記簿抄本（地目が山林又は保安林）など権原を証明できる書類、林業従事者の場合林業に従事していることを証明できる書類（以下「証明書」という。）に登載されていること。
- ② 林業者の確認は、林業者本人分の確認があれば足りるものとする。
- ③ 上記によりがたい場合は、農林事務所と観光交流課が協議して決定する。

(3) 漁業者であることの確認

(ア) 定義

漁業者とは、自ら漁業者と申告し、また他からも漁業者であると認められるもの（自他共に漁業者と認められもの）とし、法人経営を行う家族経営体（いわゆる一戸一法人）を含む。

(イ) 漁業者であることの確認方法

- ① 「漁業許可証」、「漁船登録票」の所持又は「漁業協同組合員台帳」に登載されていること。
- ② 漁業者の確認は、漁業者本人分の確認があれば足りるものとする。
- ③ 上記によりがたい場合は、水産事務所と観光交流課が協議して決定する。

第5 確認の取消

- (1) 第2(2)により確認を受けた農林漁業者等が、この要領に定める要件を満たさなくなったとき又は第2(1)の申請に虚偽があった場合、農林事務所長等は当該確認を取り消すことができる。
- (2) 前項により確認を取り消したときは、農林事務所長等は速やかに当該取り消した確認の申請者及び確認書の提出先の長にその旨を通知する。

第6 確認の報告

農林事務所長等は、第2(2)の通知を行ったときは、速やかに観光交流課長に報告（様式第4号）するものとする。

第7 その他

この要領に定めるほか、農林漁業体験民宿業であること等の確認に必要な事項は、観光交流局長

が別に定める。

附則

この要領は、平成 18 年 12 月 28 日から施行する。

この要領は、平成 20 年 4 月 1 日に一部改正する。

この要領は、平成 21 年 8 月 10 日に一部改正する。

この要領は、平成 28 年 4 月 15 日に一部改正する。

この要領は、平成 30 年 9 月 13 日に一部改正する。

別表 1

法 令 等	適 用 さ れ る 規 制 緩 和 等
旅館業法関係	・農林漁業者等が営む農林漁業体験民宿業については、簡易宿所営業の客室の延床面積 33 m²以上であることを適用しない ・農林漁業者等が営む農林漁業体験民宿業であって、客室の延床面積 33 m²未満の施設は、便所を水洗式とすることを適用しない
都市計画法関係	・既存の自宅等を利用する農林漁業体験民宿業について、市街化調整区域の建築物の用途の変更が可能

(様式第 1 号)

平成 年 月 日

〇〇農林事務所長 (水産事務所長)

住 所

氏 名

印 又は署名

農 林 漁 業 体 験 民 宿 業 等 の 確 認 申 請 書

別添の内容について、農林漁業体験民宿業に関係する法令等の規制緩和の適用を受けるため、「農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律」に定める農林漁業体験民宿業に該当する旨等を確認願います。

なお、確認にあたっては、必要に応じ、関係機関等に当該申請書に記載の内容について照会することに同意します。

記

該 当 項 目	申 請 す る 確 認 書 の 提 出 先
	(旅館業法営業許可) 保健所
	(市街化調整区域における建築物の用途の変更) 建設事務所 または 許可権限を有する市

(農林漁業体験民宿業の内容について、該当する様式に必要事項を記入の上、添付すること)

資料篇

(農業体験民宿業を営む場合)

I 開設 (しようとする・している) 農林漁業体験民宿業で提供する役務の内容等

施設	名 称	
	所 在 地	
	施設の所有者	(申請者との関係)
	客室延床面積	
提供する役務等		1 農作業体験施設等を利用させる役務
		2 農作業の体験の指導
		3 農産物の加工又は調理の体験の指導
		4 地域の農業又は農村の生活及び文化に関する知識の付与
		5 農用地その他の農業資源の案内
		6 上記 1～5 に掲げる役務の提供のあつせん

※ 提供する役務の欄に○をつけてください

(法人が営む場合は、以下もご記入ください)

II 農業者であることの確認

	「耕作証明書」を発行する場合の農地基本台帳に登載あり
	農業に従事していることを証明できる書類(農業生産法人にあつては、その定款。) (書類の名称:)

※ 添付する書類の欄に○をつけてください

資料篇

(林業体験民宿業を営む場合)

I 開設 (しようとする ・ している) 農林漁業体験民宿業で提供する役務の内容等

施設	名 称	
	所 在 地	
	施設の所有者	(申請者との関係)
	客室延床面積	
提供する役務等		1 山村滞在型余暇活動のために利用されることを目的とする施設を利用させる役務
		2 森林施業又は林産物の生産若しくは採取の体験の指導
		3 林産物の加工又は調理の体験の指導
		4 地域の林業又は山村の生活及び文化に関する知識の付与
		5 森林の案内
		6 上記 1～5 に掲げる役務の提供のあつせん

※ 提供する役務の欄に○をつけてください

(法人が営む場合は、以下もご記入ください)

II 林業者であることの確認

	土地登記簿謄本 (県内の住所で、地目が山林又は保安林であるもの)
	林業に従事していることを証明できる書類 (書類の名称:)

※ 添付する書類の欄に○をつけてください

(漁業体験民宿業を営む場合)

I 開設（しようとする・している）農林漁業体験民宿業で提供する役務の内容等

施設	名 称	
	所 在 地	
	施設の所有者	(申請者との関係)
	客室延床面積	
提供する役務等		1 漁村滞在型余暇活動のために利用されることを目的とする施設を利用させる役務
		2 漁ろう又は水産動植物の養殖の体験の指導
		3 水産物の加工又は調理の体験の指導
		4 地域の漁業又は漁村の生活及び文化に関する知識の付与
		5 漁場の案内
		6 上記 1～5 に掲げる役務の提供のあつせん

※ 提供する役務の欄に○をつけてください

(法人が営む場合は、以下もご記入ください)

II 漁業者であることの確認

加入している漁業協同組合	
	漁業許可証の写
	漁船登録証の写

※ 添付する書類の欄に○をつけてください

資料篇

(様式第 2 号) ※規制緩和等の適用を受けられる場合

(記 号 番 号)

(日 付)

住 所

氏 名 様

〇〇農林事務所長(水産事務所長) 印

農 林 漁 業 体 験 民 宿 業 等 の 確 認 書

平成 年 月 日付で申請のありました下記にかかるこのことについて、農林漁業体験民宿業を営もうとする(※営む)農林漁業体験民宿業が「農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律」に定める農林漁業体験民宿業であることを確認しました。

※いずれかを選択

なお、確認申請書の内容に変更があった場合は、速やかに変更後の確認申請書を提出してください。

記

営 業 施 設 の 名 称	
営業施設の所在地	
確 認 書 の 提 出 先	

(事務担当: 事務所 (職 氏名) 電話)

(様式第 3 号) ※規制緩和等の適用を受けられない場合

(記 号 番 号)

(日 付)

住 所

氏 名 様

〇〇農林事務所長（水産事務所長） 印

農 林 漁 業 体 験 民 宿 業 等 の 確 認 に つ い て

平成 年 月 日付で申請のありましたこのことについては、下記のとおりです。

記

該当項目	確認事項
	○「農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律」第 2 条 第 5 項に定める農林漁業体験民宿業であると認められない その理由

※ 該当する項目の欄に○をつける

(事務担当: 事務所 (職 氏名) 電話)

(様式第 4 号)

(記 号 番 号)

(日 付)

観 光 交 流 課 長

〇〇農林事務所長(水産事務所長)

農 林 漁 業 体 験 民 宿 業 等 の 確 認

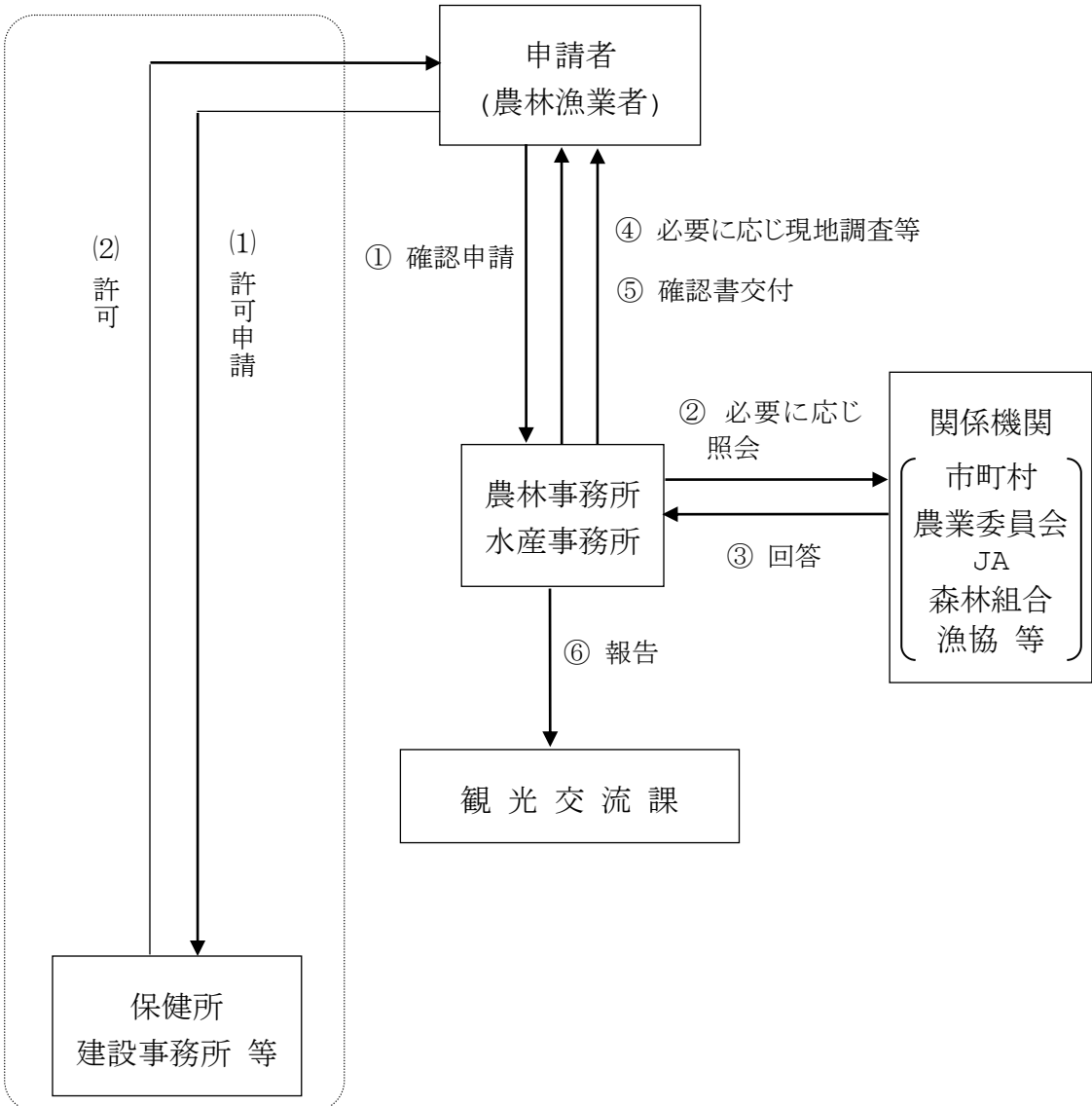
平成 年 月 日付けで申請のあったこのことについて、下記のとおり確認しました。

記

営 業 施 設 の 名 称	
申 請 者	
住 所	
営業施設の所在地	
客 室 延 床 面 積	
確 認 書 の 提 出 先	
確 認 書 交 付 日	
確 認 結 果	
備 考	

(事務担当: 事務所 (職 氏名) 電話)

農林漁業体験民宿業であること等の確認に関する事務処理フロー図



※ ⑤の確認書交付後の許可申請手続

(様式第 5 号)

(日 付)

農林漁業体験民宿開業に係る役務提供についての申立書

〇〇農林事務所長(水産事務所長) 様

農山漁村滞在型余暇活動の提供者

住所 _____

氏名 _____

※署名又は記名押印

電話番号 _____

下記のとおり申し立てます。

記

1 農林漁業体験民宿業を営もうとする者(役務提供のあつせん元)

住所 _____

氏名 _____

2 提供する役務

種類※	具体的内容
	(提供時期:)
	(提供時期:)
	(提供時期:)
	(提供時期:)

※ 「種類」の欄は裏面から選択すること。

農山漁業体験民宿開業に係る役務提供についての申立書(裏面)

提供する役務の種類

(1) 農村滞在型余暇活動	
1	農作業体験施設等を利用させる役務
2	農作業の体験の指導
3	農産物の加工又は調理の体験の指導
4	地域の農業又は農村の生活及び文化に関する知識の付与
5	農用地その他の農業資源の案内
(2) 山村滞在型余暇活動	
1	山村滞在型余暇活動のために利用されることを目的とする施設を利用させる役務
2	森林施設又は林産物の生産若しくは採取の体験の指導
3	林産物の加工又は調理の体験の指導
4	地域の林業又は山村の生活及び文化に関する知識の付与
5	森林の案内
(3) 漁村滞在型余暇活動	
1	漁村滞在型余暇活動のために利用されることを目的とする施設を利用させる役務
2	漁ろう又は水産動植物の養殖の体験の指導
3	水産物の加工又は調理の体験の指導
4	地域の漁業又は漁村の生活及び文化に関する知識の付与
5	漁場の案内

開発審査会審査基準第14号

農家民宿

農林漁業を営む者が、自ら居住する住宅の空き部屋等を活用して農家民宿を営むために兼用住宅等へ用途変更する場合で、申請の内容が次の各項に該当するものとする。

- 1 用途変更の対象となる建築物は、農林漁業を営む者が自ら居住する住宅、又は当該住宅と同一の敷地内に存する既存の建築物であること。
- 2 申請者が「農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律」（平成6年法律第46号）第2条第5項に規定する農林漁業体験民宿業を営もうとする者である旨、県農林事務所長（又は水産事務所長）が確認していること。
- 3 用途変更後の建築物の用途は、簡易宿所（旅館業法（昭和23年法律第138号）第2条第4項に規定する簡易宿所営業の用に供する建築物をいう。以下同じ、又は従前。）の用途と簡易宿所を兼ねるものであること。
- 4 客室の延床面積は33㎡未満であること。
- 5 用途変更に伴う増改築は必要最小限のものとし、原則として外観の変更は行わないこと。

様式30

市街化調整区域における建築等申請書

都市計画法第43条第1項の規定により（建築物 第一種特定工作物）の （新築 改築 用途の変更 新設）の許可を申請します。 （許可権者名） 年 月 日 住 所 許可申請者 氏 名		※ 手数料欄
		※ 市町村収受欄
1. 許可申請に係る土地の所在		
2. 許可申請に係る土地の 地目、面積	地目	m ²
3. 予定建築物等の用途、面積	用途	m ²
4. 用途変更をしようとする場合には変更前の建築物の用途		
5. 建築等着手予定年月日	年 月 日	
6. 建築等完了予定年月日	年 月 日	
7. 令第36条(法第34条)の該当 号および該当する理由		
8. その他必要な事項		

申請代理者 住所・氏名 電 話	Tel
--------------------	-----

- (注) 1. 許可申請者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
2. 許可申請者の氏名（法人にあってはその代表者の氏名）の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができる。
3. ※印欄は記載しないこと。
4. 「その他必要な事項」の欄には建築物の新築、改築又は用途の変更又は第1種特定工作物の新設をすることについて他の法令による許可認可を要する場合には、その手続の状況を記載すること。

＜実践ノート＞



この実践ノートは、農林漁業体験民宿(以下、農家民宿)の開設にあたって、計画から営業開始までの流れを、農林漁業者が、既存の自分の住む家屋(住まい)や離れを使って、住宅から簡易宿所に建物の用途変更により開設することを想定して作成してあります。

実際に農家民宿を開設するときにこのノートを活用すれば、計画から営業開始まで、ポイントを抑えて手続きを進めていけるようになっています。ぜひ、この実践ノートを活用して、楽しく農家民宿を開設してください。

1 農家民宿をイメージ

(1) 「わたしの農家民宿」をイメージして不安や悩みを解消

あなたが「農家民宿を始めたい」といったとき、家族はどんな反応をするでしょう？あるいは、家族が「農家民宿を始める」と言い出したら、あなたはどのような反応をしますか？

突然そう言われた家族やまたあなた自身は、「農家民宿を始めたら、どんな作業や手間があるのか?」、「本来の農業の片手間に出来るのか?」、「自分たちの生活がどう変わってしまうのか?」、不安がいっぱいになるかもしれません。



でも、それはきちんと不安や悩みを解決していけば大丈夫です。実際、農家民宿を開いている人はたくさんいます。それらの多くは、旅館やホテルのように至せり尽くせりのサービスではなく、自分たちに負担にならないサービスだけを提供する農家民宿のスタイル(形式)をとっているからです。

農家民宿の経営に一番大事なのは、「相手に気持ちよく過ごしてもらいたい」というおもてなしの心と、「自分も楽しく過ごしたい」という気持ちです。そこで、自分たちは、どのサービスなら無理なく出来るのか、考えていくことにしましょう。

まず、全てのサービスを提供する事例を見てみます。その中で、自分たちの生活の中で抵抗があることや、作業に手間がかかって続けられそうにないサービスは、どんどん省いていってみましょう。そのとき、あなたにぴったりの農家民宿スタイル(形式)が見つかるはずです。

(2) サービスてんこ盛りの農家民宿をみる

ここでは、考えられるサービスをすべて列挙してみました。

接客の流れを見て、あなたの生活に無理なく組み込める農家民宿スタイルを考えましょう。



(ア) 宣伝

グリーン・ツーリズムは一般の観光とは違って、客層は限定的です。そのため、既存の宣伝方法では効果が薄く、むしろインターネットを利用した情報発信や趣味の会などへのダイレクトメールなどが有効であると思われます。

あるいは、グリーン・ツーリズムの雑誌などに取り上げてもらう、なども考えられます。地域ぐるみでグリーン・ツーリズムを展開しようとする場合であれば、マスコミに宣伝してもらうことも考えられます。そのためには、マスコミが関心を示すような面白い体験イベントを企画することが重要です。

また、利用者の口コミは最大の宣伝方法であるといえるでしょう。最初に受け入れたときが非常に重要になります。

(イ) 予約

お客様からの問い合わせから既に接客は始まっています。この段階ではお互いの顔が見えませんが、ちょっとした言葉遣いで相手は不快感を感じるかもしれません。また、予約のときに、農業体験の内容、料金、食事や施設・設備について詳細に説明しておけば、後々のトラブルを防げます。

(ウ) 準備

寝具の用意や、玄関回り、庭先などはこざっぱりとしておきましょう。

(エ) もてなしの心構え

農家民宿の利用者の多くは、地元の人と触れあいたいという思いを持っています。笑顔で出迎えば利用者はきっと喜んでくれるでしょう。また、言葉遣いも普段どおりで構いません。そのほうが、かえって家庭的で暖かな雰囲気作りができます。



話題も、たとえば地域の名所や、あなたが作っている作物のはなしや雪のことなど、ごくありふれたことが、利用者にとってはとても魅力的なはずです。

気をつけたいのは、田舎では、地域ぐるみのおつきあいが普通ですが、都会では、家庭の事情などは他人に話すことはまれです。たとえば、親、子供、結婚などの話題は、相手が話すまではしないほうが無難でしょう。

また、利用者の個人情報（住所や電話番号、家族構成など）について、むやみに他人に話したり流したりするのは厳禁です。

(オ) 出迎え

利用者がチェックインのとき、農作業などで来訪に気づかなかった、ということがないようにします。笑顔で出迎え、体験活動の要望や食事の準備などを聴取し、部屋まで案内するときに避難口の説明をします。また、民宿利用時の約束事についても一通り説明します。入浴についての時間調整などもしておくといよいでしょう。

(カ) 農林漁業体験(1)

体験希望者の年齢や季節に合わせて体験メニューをいくつか用意しておきましょう。作業時の服装なども、予約時にあらかじめ案内しておくことで作業初心者には親切です。



そのほか、使いやすい道具の準備や、収穫物のお持ち帰りについて要望があったときなど宅配便の発送ができるように手配してあれば、利用しやすい体験になります。

(キ) 宿帳記帳

必ずしも専用の帳場を設けなくてもかまいませんが、民宿を営む場合、宿泊者名簿を備え付けなくてはなりません。これは「顧客名簿」でもあります。宣伝にこ

の名簿を有効に活用するとよいでしょう。

(ク)手洗い / トイレ

利用者の苦情は、そのほとんどがトイレ、お風呂、寝具が汚いといったことです。水周りと寝具類の衛生面には特に気をつけましょう。

また、施設に対する利用者側の不満は水周りに対するものが大きな割合をしめしますので、申し込みの段階で、水周りの利用形態や汚水処理の方法をあらかじめ現状を周知しておきましょう。宣伝広告等に、部屋や水周り設備の写真などを載せておくのも一案です。

(ケ)入浴

お風呂や洗面などを利用者と家族が兼用する場合はお互いに気を遣います。また、相客がある場合や 1 つのグループに男女がいる場合などは不都合が生じますから、入浴など時間で分けることができるものは使用時間を決めるなどのルール作りも必要です。



(コ)夕食 / 後片付け

利用者にとっては、農家ならではの夕食は最大の魅力のひとつです。地域の食材を使った旬の郷土料理は特に喜ばれるでしょう。食事を提供することで、利用者の民宿に対する満足感も大きくなります。



(サ)起床 / 洗顔

洗面用のタオルは 1 人ごとに用意し、洗面所の汚れはきれいにしておきます。

(シ)朝食 / 後片付け

利用者が朝食を摂れる時間については、自分の仕事との兼ね合いも考えながらある程度幅を持たせた時間帯を提示し、その中から前日に指定してもらっておけば作業の段取りもしやすいでしょう。

朝食は洋風でも構いませんが、「我が家の味」を提供することが基本だということに心がけましょう。



(ス)農林漁業体験(2)

前日に引き続きの体験か、新しい体験を用意するか、できれば予約時か、または投宿時に希望者と話し合っておきましょう。

(セ)昼食

2 日目も体験や滞在を希望する場合は、昼食の用意も必要になります。調理体験や、地域のおいしいお店を紹介すれば喜ばれるでしょう。

(ソ) (精算)

お釣りの用意も必要です。

民宿の料金設定にあたっては、高額では利用者に敬遠され、また低額では経営上支障をきたします。食事を提供する場合、食材は可能な限り自家調達するなどしてコストを抑えましょう。

適切な価格を設定するのは難しいですが、一般の旅館などよりは低額に設定するのが望ましいです。採算面を考えた値段設定をしたつもりでも、地域によって価格は異なりますし、また同じ地域でも民宿の施設・設備によって、利用者が適正と考える料金は異なります。



(タ) 見送り

チェックアウトの際は、家族で見送りたいものです。農作業、部屋の清掃や食事の後片付けの段取りをきちんとしておきます。再会を約束して、さわやかな笑顔で見送りましょう。

(チ) 清掃 / クリーニング

次の利用者のために、シーツやタオルなどを洗濯し、水周りも整えておきましょう。寝具類は、1利用者ごとに取り替えます。

2 農家民宿スタイルの種類

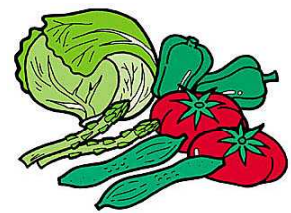
これまで見てきた農家民宿でのサービスを、農家民宿スタイルで考えてみます。

(1) 素泊まり

民宿での受け入れにほとんど手間が掛からず、また食事を提供しないため、手間が少なくてすむといった利点がある一方で、利用者との交流の機会が減ってしまうという短所もあります。

自炊できる設備がある場合、自分の畑で採れた作物を安価で提供することも考えてみましょう。そこから交流も生まれます。

自炊の設備がなく、また地域において朝食を家庭以外で摂るのが難しい場合は、その旨あらかじめ利用者に承諾を得ておくか、弁当の手配なども考慮しましょう。



(2) 1泊朝食付き

民宿を営む上で最も手間のかかる食事の提供のうち、軽易な朝食のみを提供する形態です。食事の準備や後かたづけにかかる時間が少なくてすみ、労働力の負担が軽減します。

(3) 1泊朝食付き + 調理体験

夕食の提供をしないとき、自家製の食材を利用して一緒に調理体験はどうでしょう。共同作業を通して親交も深まりますし、郷土料理を教えるなどの文化交流もできます。



(4) 1泊2食付

利用者にとっては最も楽しみとする夕食を提供することで、お互いに親しくふれあうことができます。地域の食材を使った旬の郷土料理を提供することを心がけましょう。利用者の満足度も大きくなります。

また、お互いに親しくふれあう機会が増えることは、あなたにとっても、精神的充足感が得られたり、利用者の地域に対する理解が増すなどの利点があります。

反面、夕食の準備や後片付けなど、必要とする労働力が増加し、特に女性の負担が大きくなりがちです。また、材料費についても検討することが必要になります。

食事を摂る場所については、①客室に運ぶ、②食堂で一人ごとに配膳する、③食堂で大皿から各自にとってもらうという3通りの方法が考えられます。家の間取りや手間などを考慮のうえ、利用者の意向も検討して決めるとよいでしょう。

なお、食事の提供をする場合は、身だしなみや調理設備などについて衛生的な配慮を十分にしないてはなりません。

(5) 風呂なし

一緒のお風呂に入ることには抵抗がある場合は、近くに入浴施設があれば、そちらを利用してもらうことも考えましょう。

(6) + 農林漁業体験

体験交流の継続のためには、受け入れ側に過度に負担のかからない企画を考えることが大切です、日常的で無理のないことが重要です。



しかし、農業体験希望者がどんな内容を望んでいるか、その対象から困難度までは多岐にわたり、その交流に対する期待も様々です。そこで、事前に体験の基本コンセプトや困難度などをあらかじめ伝えておき、その内容に納得して来ていただく必要があります。そうすれば体験後の満足度も高くなり、以降の交流活動へのリピートや口コミ効果が期待できるようになるでしょう。

そのとき、他の農家や地域の人々の理解や協力で多くの体験メニューを提供できれば、利用者にとってよりよい交流となるとともに、民宿運営の負担が軽減され、また地域の活性化にも繋がります。

また、参加者自身が種まき体験したものを、収穫したり味わったりと継続性のある企画もリピートが期待でき、検討する価値はあります。そのような企画では、全部の体験に参加しなくてもよいような自由度も持たせておくとよいでしょう。

さらに、体験後に参加者の満足度をアンケートなどにより調査しておく、次回の

企画内容を検討するときに役立ちます。

(7) 加工食品の製造・販売

食肉、魚介類、牛乳を販売する場合及びみそ、豆腐、めん類、そう菜、缶詰瓶詰め食品等を製造販売する場合には、別に業種ごとに営業許可が必要になり(自炊客に提供する場合も含む。)、食品を製造する場合には専用の製造室が必要になります。



3 あなたの農家民宿スタイル(形式)をきめる

あなたの農家民宿スタイルをきめる際、家族との連携をうまくとれるように、よく話し合っておくことが重要です。経営者とその家族全員が、初めて農村を訪れた人たちを快く迎え、短期間で農村生活の良さを伝えることができるようこの段階できちんと意見をすり合わせておきましょう。

そのうえで、農家民宿の経営スタイルとして考えなくてはならないのは、① 宿泊に付随する以外のサービス(農林漁業作業体験：以下 農業体験)について、② 食事の提供について、どうするかです。

単に農村の人たちとのふれあいを求めて、あるいは農村の自然環境や美しい農村景観の中に身をおくことを目的として訪れるだけで、農業体験は望まない人たちもいるでしょう。その場合は、無理に体験を押し付けたりせず、周辺の地理や景勝地などについての情報を提供できるようにしておきましょう。

また、食事についても、農家民宿に必ず必要というわけではありません。農家レストランの利用や自炊なども可能です。



そして、利用者の多くは農繁期に訪れることが考えられることも念頭に置くべきです。

その点を十分に踏まえて経営スタイルを考えて見ましょう。

《私の農家民宿スタイル》

項 目	内 容（該当箇所に○印等記載）		関係法令等	備考
農林漁業体験	(体験メニューを記入)		農山漁村余暇法	
立地場所	都市計画区域：市街化区域、市街化調整区域 都市計画区域外			
客室の数、面積、位置	部屋数	部屋	旅館業法 建築基準法	
	客室の延床面積	m ²		
	農家民宿部分の延床面積	m ²		
	客室の位置	1 階、2 階、その他		
風呂	あり	家庭用と共用	旅館業法	
		客専用（家庭用とは区分）		
	なし	近接浴場利用		
トイレ	家庭用と共用		旅館業法	
	客専用（家庭用とは区分）			
食事の提供	あり	一泊二食付き	食品衛生法	
		一泊朝食付き		
	なし	素泊まり、自炊		
自家製加工食品の提供	（提供するものを記入）		食品衛生法	
水道	水道水			
	井戸水等		水質検査	
下水	本下水			
	浄化槽（合併浄化槽、単独浄化槽）		人員算定	
送迎	最寄りの駅まで		道路運送法	
	それ以外（ ）			
	なし			
営業期間	通年営業（定休日 曜日）			
	季節営業（ 月 日から 月 日 ）			
	週末営業			
保険の加入	具体的に記入			
その他				

4 これからする手続きについて考える

農家民宿のスタイルが決まったら、これからどんな手続きが必要か、あるいは融資の相談など、気軽に県農林事務所にお問い合わせください。

また、客室延床面積 33 m²未満の農家民宿であれば、農林漁業者であること等の確認が必要になります。保健所に営業許可を申請する前に、手続きを済ませておきましょう。

なお、直接相談をしたい場合は、あらかじめ電話をして担当者の都合を確認しておきましょう。

< 関係法令担当及び営業場所を管轄する県機関名 >

	窓 口	電 話	F A X
県 庁	観光交流局観光交流課	024-521-7287	024-521-7888
県 北	県北農林事務所企画部地域農林企画課	024-521-7660	024-521-7987
県 中	県中農林事務所企画部地域農林企画課	024-935-1510	024-935-1514
県 南	県南農林事務所企画部地域農林企画課	0248-23-1577	0248-23-1590
会 津	会津農林事務所企画部地域農林企画課	0242-29-5369	0242-29-5389
南会津	南会津農林事務所企画部地域農林企画課	0241-62-5252	0241-62-5256
相 双	相双農林事務所企画部地域農林企画課	0244-26-1153	0244-26-1181
いわき	いわき農林事務所企画部地域農林企画課	0246-24-6197	0246-24-6196

相談日： 月 日() 午前・午後 時 分～ 担当：

【相談内容】

相談日： 月 日() 午前・午後 時 分～ 担当：

【相談内容】

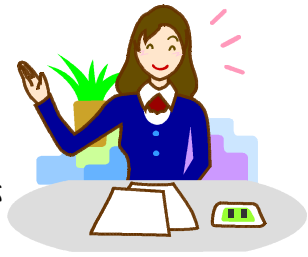
5 いろいろな法律をクリア

(1) 事前相談の前に

まずは、家の図面をもって保健所に相談に行きましょう。

図面がない場合は、簡単な見取り図でも大丈夫です。

また、水周り(台所、洗面所、トイレなど)の写真があると話が早いでしょう。(ケータイやデジカメの写真で十分です)



そのとき、あなたが開設しようとする農家民宿を「わたしの農家民宿スタイル」に記入して持参してください。保健所の担当係が、それに基づき必要な手続きについて説明してくれます。

また、あらかじめ電話をして担当者の都合を確認しておきましょう。

事前相談日： 月 日() 午前・午後 時 分～ 担当：

< 関係法令担当及び営業場所を管轄する県機関名 >

	窓 口	電 話	F A X
県 庁	保健福祉部食品生活衛生課	旅館 024-521-7243 食品 024-521-7245	024-521-7925
県 北	県北保健福祉事務所 生活衛生部衛生推進課	旅館 024-534-4304 食品 024-534-4305	024-534-4162
県 中	県中保健福祉事務所 生活衛生部衛生推進課	旅館 0248-75-7820 食品 0248-75-7821	0248-75-7825
県 南	県南保健福祉事務所 生活衛生部衛生推進課	旅館 0248-22-5486 食品 0248-22-5487	0248-23-1252
会 津	会津保健福祉事務所 生活衛生部衛生推進課	旅館 0242-29-5521 食品 0242-29-5516	0242-29-5513
南会津	南会津保健福祉事務所 生活衛生部衛生推進課	旅館 0241-63-0308 食品 0241-63-0308	0241-63-0310
相 双	相双保健福祉事務所 生活衛生部衛生推進課	旅館 0244-26-1363 食品 0244-26-1358	0244-26-1332

注)「旅館」:「旅館業営業許可」関連、「食品」:「飲食店営業許可」関連

< 関係法令担当及び営業場所を管轄する中核市保健所 >

	窓 口	電 話	F A X
郡 山 市	郡山市保健所生活衛生課	旅館 024-924-2157 食品 024-924-2157	024-934-2860
いわき市	いわき市保健所生活衛生課	旅館 0246-27-8591 食品 0246-27-8592	0246-27-8600

注)「旅館」:「旅館業営業許可」関連、「食品」:「飲食店営業許可」関連

相談する前に用意するもの	
1	☐ 「わたしの農家民宿スタイル」（記入済みのもの）
2	建物(母屋、離れなど)の ☐ 平面図 ☐ 見取り図 ☐ 配置図 ☐ 立面図
3	写真（ ☐ トイレ ☐ 洗面所 ☐ 脱衣所 ☐ 浴室 ☐ 台所 ☐ 食堂 ）

*準備できたら□を■に塗りつぶしてください。

(2) 事前相談

あなたがどんなスタイルの農家民宿を開設するかによっても違ってきますので、どういったもてなしをするのか家族で考えをまとめておきましょう。

[illegible]

(3) 申請

いよいよ申請です。

あなたが提出しなければならない書類を、下の表に加えたり削ったりして、チェックリストを作りましょう。

申請日： 月 日() 午前・午後 時 分～ 担当：

提出書類	書類に添付するもの等	備考
旅館業営業許可申請書	☐ 建物の平面図 (縮尺、方位、客室の配置、各室の用途及び間取り、階段、出入口、調理場、浴室、便所及び床面積を明示したもの) ☐ 建物の見取図 (設置の場所を中心とする半径150メートル以内のもので、縮尺を明示したもの) ☐ 建物の配置図 (縮尺、方位、敷地の境界線、建物の位置、通路及び排水路を明示したもの) ☐ 立面図 (縮尺及び開口部を明示したもの) ☐ 滅菌装置の設置及び水質検査成績書 (井戸水を使用する場合) ☐ (農林漁業体験民宿業等の確認書) ☐ 申請手数料：2万2千円	
飲食店営業許可申請書 (食事の提供を行う場合)	☐ 食品衛生責任者設置(変更)届 ☐ 食品衛生責任者の資格を証明する書類 (調理師免許証や講習会修了証などの写し) ☐ 施設の構造仕様書及び図面・設備の配置図 ☐ 申請手数料(新規)：1万6千円	

*準備できたら口を■に塗りつぶしてください。

(4) 現地調査

現状が各種基準に合致しているか、保健所の担当係がチェックに来てくれます。

現地調査日： 月 日() 午前・午後 時 分～ 担当：

用意しておくもの：

(5) 許可

許可日	年 月 日()
許可番号	
許可面積	m ² (許可になった部屋：)
定員	名

6 さあ、はじめよう

(1) 家族で協力・地域で連携

農家民宿の開設には、家族との連携や周辺地域の理解協力、また経営管理も必要になります。

本業の農林漁業とは異なる仕事ですから、疲れてしまって本業がおろそかになってしまわないように、あまり無理をしない（資金面、精神的、肉体的）ように十分気をつけてください。



また、地域で連携して農家民宿を開設すれば、たとえば修学旅行なども受け入れできるようになり、集客もしやすくなります。そのほか、宿泊のみの農家民宿と、農家レストランでの食事、そして農林漁業体験、と分担することで各農家の負担を減らす、といったやり方も考えられます。

(2) 保険

民宿やそれに付随する建物などに起因する宿泊者のケガや食中毒などによる宿泊者に対する保障や、火災や災害による損害などに対処するため、保険への加入を検討する必要があります。

また、体験メニューを提供する場合はレクリエーション保険の加入も必要です。これについては、保険料を料金に含めるなどの工夫をするとよいでしょう。

(3) インテリア・演出

特に、立派な設備を用意する必要はありません。ただし、清掃や管理には十分気をつけます。水周りは特に気を使いましょう。



また、利用者はあくまで『旅行者』です。利用者に気持ちよく泊まってもらうためには、利用者と家族の兼用空間などを、あまり生活臭を感じさせない程度に整頓しておきましょう。家の中や庭先を整え、季節の野の花などちょっとした飾り付けで心を和ませる工夫もするとよいでしょう。

(4) 衛生管理

食事など飲食物の提供をするときは、衛生管理に最も気を使わなくてはなりません。食中毒の防止のため、白衣や髪おいなど清潔な服装を着用し、調理開始前には必ず手洗消毒を行い、調理関係の設備器具、食器などは入念に洗浄、消毒します。水道水以外を使用している場合は、年1回の水質検査を行い水質管理にも気をつけましょう。また、定期的に調理従事者の検便も行いましょう。

利用者の苦情は、そのほとんどがトイレ、お風呂、寝具が汚いといったことです。水周りと寝具類の衛生面には特に気をつけましょう。

（５）設備管理

民宿を運営していく上で、施設や備品、消耗品などの維持管理が必要です。こまめに点検・取り替えを行うとともに運営費用として計上しておかなくてはなりません。

また、窃盗事故防止のため、外部からの侵入者なども考慮に入れ、万一に備えて具体的な防止策も講じておきましょう。

火災は最も気をつけなくてはならないことの一つです。火の元の確認はもちろんのこと、宿泊者に対して寝タバコやストーブの取り扱いなど十分な指導も必要です。万一に備え、最初にお部屋に案内したときに、避難方法、火災警報器、消火器の位置や取り扱い方なども説明しておかなくてはなりません。カーテン、じゅうたん、布団は、燃えにくい加工が施されている防災品を使用すると安心です。

（６）農林漁業体験民宿登録制度

これまで、登録できるのは農林漁業者等が経営する農家民宿が対象でしたが、平成17年12月の改正で、既存の宿泊施設が地域の農林漁業者等と連携して農林漁業体験サービスを提供する場合も登録の対象となりました。

また、登録の基準は法律に明文化されており、①農林漁業体験サービスの内容、②お客様の万が一の事故等に備えた保険加入等の措置、③地域の農林漁業者との調整などが定められております。

登録する機関として、現在、(財)都市農山漁村交流活性化機構がありますが、登録することのメリットとして、公認の「農林漁業体験民宿業」の看板を掲げることが出来ること（未登録者が看板を掲示した場合は罰則が科せられます）や、登録機関が実施する様々なサービスを利用することができます。

なお、新たに登録を受ける場合には、登録手数料のほかに登録免許税（1万5千円）が課せられます。



7 サポート

（１）開設支援のための研修会等の開催

福島県では、農家民宿開設者を対象として、農家民宿の品質（サービス、もてなし、環境衛生など）向上のための研修会を開催したり、各種相談に応じております。お問い合わせは、県観光交流局観光交流課までお願いします。

（２）農業制度資金等

農林漁業者が農家民宿開設の際に利用できる農業制度資金があります。

- ・ 農業近代化資金(施設等資金)
- ・ 中山間地域活性化資金(保健機能増進施設整備資金)
- ・ 農業経営基盤強化資金(スーパーL資金)

詳しくは、県農林事務所又は農協等の金融機関にご相談ください。

また、県農林水産部金融共済室ホームページ「農業制度金融のごあんない（パンフレット）」を御参照ください。

<http://www.pref.fukushima.jp/keieishien/kinyuukyousai/index.htm>